

令和 6 年度 第 4 回 青梅市介護保険運営委員会次第

令和 7 年 1 月 3 1 日（金）
午後 1 時 3 0 分～
青梅市役所議会棟大会議室

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 あいさつ

4 議 題

(1) 協議事項

ア 青梅市介護保険条例の一部改正（案）について……………【資料 1】

イ 青梅市地域包括支援センターの運営および職員に関する基準を
定める条例の一部改正（案）について……………【資料 2】

(2) 報告事項

ア 令和 6 年度第 3 回青梅市介護保険運営委員会議事要旨に
ついて……………【資料 3】

イ 介護保険事業の実施状況について……………【資料 4】
第 9 期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における
地域密着型サービスの公募について

ウ 青梅市地域包括支援センターの主な運営状況について…【資料 5】

エ 地域支援事業等の委託等にかかる進捗状況について

オ 介護人材対策事業について……………【資料 6】

5 その他

6 閉会

青梅市介護保険運営委員会委員名簿

(令和7年1月31日現在)

氏 名	条例による 選出区分	所 属 団 体 等	備 考
みつぎ せいじろう 三ツ木 清次郎	被保険者 の 代 表	青梅市高齢者クラブ連合会の代表	
きむら せいじ 木 村 誠 志	被保険者 の 代 表	青梅市民生児童委員合同協議会の 代表	
おきやま さとし 沖 山 哲	被保険者 の 代 表	市民から一般公募	
はしもと まちこ 橋 本 満智子	被保険者 の 代 表	市民から一般公募	
こじま なおゆき 小 嶋 直 之	事 業 者 の 代 表	介護老人福祉施設の代表	
かくた あきふみ 角 田 昭 文	事 業 者 の 代 表	地域密着型サービス連絡会の代表	
はら たかし 原 孝 司	事 業 者 の 代 表	青梅市ケアマネジャー連絡会の代表	
ほさか かなこ 保 坂 加奈子	事 業 者 の 代 表	居宅サービス事業者の代表	
つちだ だいすけ 土 田 大 介	学識経験者	青梅市医師会の代表	
ももせ すみお 百 瀬 澄 雄	学識経験者	青梅市歯科医師会の代表	
たなか みつひろ 田 中 三 広	学識経験者	青梅市薬剤師会の代表	
あらい かずお 新 井 一 夫	学識経験者	青梅市接骨師会の代表	
すがぬま たかし 菅 沼 隆	学識経験者	大学教授等	

令和 7 年度青梅市介護保険運営委員会の体制について

1 経緯について

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を含む福祉関連の計画を包含した地域福祉総合計画を令和 6 年 3 月に策定しました。

計画を一体的に推進していくため、令和 6 年度第 2 回介護保険運営委員会において、介護保険運営委員会が「青梅市社会福祉審議会（仮称）」（以下、「審議会」という。）の部会になることについて決定しました。

その後、会議体制や委員報酬などについて検討するなど、審議会の設置に向けて条例化を進めて参りましたが、部会化される介護、障がいなどの 60 名を超える審議会体制で日程調整などの会議運営を行うのは困難であると判断し、各委員会を部会化する案を変更することにしました。

2 変更案について

経緯を踏まえ、令和 7 年度以降の介護保険運営委員会について、次のとおりとします。

(1) 変更内容

介護保険運営委員会は、現行のまま独立した組織体を維持します。

「青梅市社会福祉審議会（仮称）」は、「青梅市地域共生社会推進審議会」という名称で条例化し、青梅市地域福祉計画その他福祉に関する計画を横断的につなぐ福祉共通理念のもとこれらの計画の調和に関することを所掌します。

(2) 介護保険運営委員会代表者の選出

介護保険運営委員会から 1 名代表者を選出して、「青梅市地域共生社会推進審議会」の委員を兼務します。

3 今後について

「青梅市地域共生社会推進審議会」の条例化については、令和 6 年度 2 月定例議会に上程する予定です。

また、介護保険運営委員会代表者の選出については、令和 7 年度第 1 回介護保険運営委員会において選出する予定です。

以 上

青梅市地域共生社会推進会議 【所管事項】 (1) 計画の策定および変更に関すること。 (2) 計画の進捗状況の把握に関すること。 (3) 計画の評価および見直しに関すること。 (4) その他計画の推進に関し青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項に関すること。 ※計画＝青梅市地域福祉計画等
青梅市成年後見制度利用促進審議会 【所管事項】 (1) 成年後見制度の利用の促進に関すること。 (2) 法第14条第1項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に関すること。 (3) 成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施状況についての点検、評価または助言に関すること。
青梅市介護保険運営委員会 【所管事項】 (1) 介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画の円滑な実施に関すること。 (2) 介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画の策定に関すること。 (3) 地域包括支援センターの設置、運営、評価等に関すること。 (4) 地域密着型サービスの指定、運営、評価等に関すること。 (5) その他介護保険の運営等に関し市長が必要と認める事項
青梅市障害者地域自立支援協議会 【所管事項】 (1) 分野を越えた地域のネットワーク（顔と顔が見える関係）づくりに関すること。 (2) 障害のある人または支援する機関等が抱える潜在化した問題を顕在化させることで、見えてくる困難な課題への対応の在り方に関すること。 (3) 障害者計画の実施状況の検証および評価に関すること。 (4) 中立性、公平性を確保しつつ、相談支援事業の有効性や問題点を評価すること。 (5) 障害のある人およびその家族を支える地域における制度や仕組み等支援の連携に関すること。 (6) 社会資源の開発および改善に関すること。 (7) その他協議会において必要と認めること。
青梅市障害者計画等検討委員会 【所管事項】 障害者計画等の策定に関し、必要な事項を検討
青梅市子ども・子育て会議 【所管事項】 (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。 (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。 (3) 青梅市が定める子ども・子育て支援事業計画に関すること。 (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項および当該施策の実施状況に関すること。

（仮称）青梅市社会福祉審議会 【所管事項】 市長の諮問に応じ、社会福祉に関する基本的事項について調査審議し、答申する。
地域福祉部会 【所管事項】 ・地域福祉計画、重層的支援体制整備事業実施計画、再犯防止推進計画および成年後見制度利用促進基本計画（以下「地域福祉計画等」という。）の策定、変更、進捗状況の把握、評価および見直しに関すること。 ・成年後見制度の利用の促進に関すること。 ・その他地域福祉計画等の推進に関し地域福祉部会の部会長が必要と認める事項に関すること。 ・他の部会に属さない事項に関し部会長が必要と認める事項に関すること。
高齢者部会 【所管事項】 ・介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画および認知症施策推進計画（以下「介護保険事業計画等」という。）の策定、変更、進捗状況の把握、評価および見直しに関すること。 ・地域包括支援センターの設置、運営、評価等に関すること。 ・地域密着型サービスの指定、運営、評価等に関すること。 ・その他介護保険事業計画等の推進に関し部会長が必要と認める事項に関すること。
障がい者部会 【所管事項】 ・障害者計画、障害福祉計画および障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）の変更、進捗状況の把握、評価および見直しに関すること。 ・分野を越えた地域のネットワークづくりに関すること。 ・障がい者または支援機関等が抱える困難な課題への対応の在り方に関すること。 ・相談支援事業の有効性や問題点の評価に関すること。 ・障がい者およびその家族を支える地域における支援の連携に関すること。 ・障がい者に対する社会資源の開発および改善に関すること。 ・その他障害者計画等の推進に関し部会長が必要と認める事項に関すること。
こども若者部会 【所管事項】 ・こども・子育て施策に関する計画の策定、変更、進捗状況の把握、評価および見直しに関すること。 ・こども・子育て施策の総合的かつ計画的な推進に関する必要な事項および当該施策の実施状況の把握および調査審議に関すること。 ・特定教育・保育施設等利用定員の設定に関すること。 ・その他こども・子育て施策の推進に関し部会長が必要と認める事項に関すること。

青梅市地域共生社会推進審議会 ※条例化 【所管事項】 (1) 青梅市地域福祉計画その他福祉に関する計画を横断的につなぐ福祉共通理念のもとこれらの各計画の調和に関すること。 (2) 次に掲げる計画（以下「計画」という。）の策定および変更に関すること。 ア 青梅市地域福祉計画 イ 青梅市重層的支援体制整備事業実施計画（社会福祉法第106条の5第1項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画をいう。） ウ 青梅市再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画をいう。） (3) 計画の進捗状況の把握に関すること。 (4) 計画の評価および見直しに関すること。 (5) 前3号に定めるもののほか計画の推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。
青梅市成年後見制度利用促進審議会 【所管事項】 (1) 成年後見制度の利用の促進に関すること。 (2) 法第14条第1項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に関すること。 (3) 成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施状況についての点検、評価または助言に関すること。
青梅市介護保険運営委員会 【所管事項】 (1) 介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画の円滑な実施に関すること。 (2) 介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画の策定に関すること。 (3) 地域包括支援センターの設置、運営、評価等に関すること。 (4) 地域密着型サービスの指定、運営、評価等に関すること。 (5) その他介護保険の運営等に関し市長が必要と認める事項
青梅市障害者地域自立支援協議会 【所管事項】 (1) 分野を越えた地域のネットワーク（顔と顔が見える関係）づくりに関すること。 (2) 障害のある人または支援する機関等が抱える潜在化した問題を顕在化させることで、見えてくる困難な課題への対応の在り方に関すること。 (3) 障害者計画の実施状況の検証および評価に関すること。 (4) 中立性、公平性を確保しつつ、相談支援事業の有効性や問題点を評価すること。 (5) 障害のある人およびその家族を支える地域における制度や仕組み等支援の連携に関すること。 (6) 社会資源の開発および改善に関すること。 (7) その他協議会において必要と認めること。
青梅市障害者計画等審議会 ※条例化 【所管事項】 障害者計画、障害福祉計画および障害児福祉計画に関する事項
青梅市こども・子育て会議 ※条例改正 【所管事項】 (1) 基本法第10条第2項の規定による計画の策定および変更に関すること。 (2) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。 (3) 前2号のほか、こども施策の推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。

現 行

青海市地域共生社会推進会議 【要綱】	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 地域福祉団体の代表者 (4) その他市長が必要と認める者	12人以内
青海市成年後見制度利用促進審議会 【条例】	(1) 学識経験または専門的知識を有する者 (2) 医師 (3) 福祉関係者 (4) 市民	8人以内
青海市介護保険運営委員会 【条例】	(1) 被保険者の代表 4人 (2) 事業者の代表 4人 (3) 学識経験者 5人以内	13人以内
青海市障害者地域自立支援協議会 【要綱】	(1) 指定相談支援事業者 (2) 指定障害福祉サービス事業者 (3) 保健、医療関係者 (4) 教育関係者 (5) 障害当事者および家族の代表 (6) 民生児童委員の代表 (7) 商工団体の代表 (8) 青海市社会福祉協議会の代表 (9) 学識経験者 (10) その他青海市長が必要と認める者	20人以内
青海市障害者計画等検討委員会 【要綱】	(1) 保健・医療関係者 (2) 学識経験者 (3) 障害当事者または家族 (4) 指定障害福祉サービス事業者 (5) 民生・児童委員 (6) 学校教育関係者 (7) 青海市障害者地域自立支援協議会の代表	13人以内
青海市子ども・子育て会議 【条例】	(1) 学識経験者 1人 (2) 子どもの保護者 2人以内 (3) 事業主を代表する者 1人 (4) 労働者を代表する者 1人 (5) 子育て支援に関する事業に関係する者 7人以内	12人以内

1 2 月議会上程案（説明済案）

(仮称) 青海市社会福祉審議会	・学識経験者 ・部会の部会長および副部会長 ・市民（公募） ・その他市長が必要と認める者	14人以内
地域福祉部会	・学識経験者または専門的知識を有する者（4人） ・市民（4人） ・医師（2人） ・地域団体の代表者（4人） ・福祉関係者（4人） ・その他会長が必要と認める者（1人）	18人以内
高齢者部会	・介護保険被保険者の代表 ・事業者の代表 ・学識経験者	13人以内
障がい者部会	・指定相談支援事業者 ・指定障害福祉サービス事業者 ・保健、医療関係者 ・教育関係者 ・障害当事者および家族の代表 ・民生児童委員の代表 ・商工団体の代表 ・青海市社会福祉協議会の代表 ・学識経験者 ・その他会長が必要と認める者	20人以内
子ども若者部会	・学識経験者（1人） ・青海市教育委員会を代表する者（1人） ・子どもの保護者（2人以内） ・事業主を代表する者（1人） ・労働者を代表する者（1人） ・子育て支援に関する事業に関係する者（7人以内）	13人以内

各部会の正副部会長
が審議会委員となる

2 月議会上程案（修正案）

青海市地域共生社会推進審議会 【条例】	(1) 学識経験者 1人 (2) 次に掲げる付属機関の委員 4人 ア 青海市成年後見制度利用促進審議会 イ 青海市介護保険運営委員会 ウ 青海市障害者計画等検討委員会…条例化予定 エ 青海市子ども・子育て会議…名称変更予定 (3) 市民 4人以内 (4) 地域団体の代表者 4人 (5) 福祉関係者 2人	15人以内
青海市成年後見制度利用促進審議会 【条例】	(1) 学識経験または専門的知識を有する者 (2) 医師 (3) 福祉関係者 (4) 市民	8人以内
青海市介護保険運営委員会 【条例】	(1) 被保険者の代表 4人 (2) 事業者の代表 4人 (3) 学識経験者 5人以内	13人以内
青海市障害者地域自立支援協議会 【要綱】	(1) 指定相談支援事業者 (2) 指定障害福祉サービス事業者 (3) 保健、医療関係者 (4) 教育関係者 (5) 障害当事者および家族の代表 (6) 民生児童委員の代表 (7) 商工団体の代表 (8) 青海市社会福祉協議会の代表 (9) 学識経験者 (10) その他青海市長が必要と認める者	20人以内
青海市障害者計画等審議会 ※条例制定 【要綱→条例】	(1) 保健・医療関係者 2人以内 (2) 学識経験者 1人 (3) 障害当事者または家族 5人以内 (4) 指定障害福祉サービス事業者 2人以内 (5) 民生・児童委員 1人 (6) 学校教育関係者 1人 (7) 青海市障害者地域自立支援協議会の代表 1人	13人以内
青海市子ども・子育て会議 ※条例改正(名称変更) 【条例】	・学識経験者 1人 ・子どもの保護者 2人以内 ・事業主を代表する者 1人 ・労働者を代表する者 1人 ・子ども施策に関する事業に関係する者 7人以内 ・青海市教育委員会を代表する者 1人 ・青海市要保護児童対策地域協議会を代表する者 1人	14人以内

各会議体の代表者
が審議会委員となる

青梅市介護保険条例の一部改正（案）について

1 改正の理由

青梅市認知症施策推進計画の実施を踏まえ、より一層の認知症施策の推進を図るため、青梅市介護保険運営委員会（以下「委員会」という。）の委員の構成を改めるほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 委員会の所掌事項に、認知症施策推進計画に関することを加える。

【第11条第2項関係】

(2) 委員会の委員の構成を次のように改める。【第11条第3項関係】

改正後	現 行
次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員 <u>14人</u> 以内をもって組織する。	次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員 <u>13人</u> 以内をもって組織する。
被保険者の代表 <u>4人以内</u>	被保険者の代表 4人
事業者の代表 <u>4人以内</u>	事業者の代表 4人
保健・医療関係者 <u>4人以内</u>	
学識経験者 <u>2人以内</u>	学識経験者 <u>5人以内</u>

(3) その他所要の規定の整備

3 施行期日

令和7年4月1日

青梅市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市介護保険条例（平成12年条例第24号）

改正後	現行	備考
(介護保険運営委員会) 第11条 略 2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。 <u>(1) 介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画および認知症施策推進計画の策定および変更に関すること。</u> <u>(2) 介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画および認知症施策推進計画の円滑な実施に関すること。</u> (3)～(5) 略 3 委員会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員<u>14人</u>以内をもって組織する。 (1) 被保険者の代表 4人<u>以内</u> (2) 事業者の代表 4人<u>以内</u> <u>(3) 保健・医療関係者 4人以内</u> <u>(4) 学識経験者 2人以内</u> 4～7 略	(介護保険運営委員会) 第11条 略 2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。 <u>(1) 介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画の円滑な実施に関すること。</u> <u>(2) 介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画の策定に関すること。</u> (3)～(5) 略 3 委員会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員<u>13人</u>以内をもって組織する。 (1) 被保険者の代表 4人 (2) 事業者の代表 4人 <u>(3) 学識経験者 5人以内</u> 4～7 略	
<u>付 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>		

青梅市地域包括支援センターの運営および職員に関する基準
を定める条例の一部改正（案）について

1 改正の理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）の施行に伴い、地域包括支援センターの職員配置について、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 地域包括支援センターに配置すべき3職種（保健師、社会福祉士および主任介護支援専門員（その他これらに準ずる者を含む。））の常勤の職員（以下「常勤の職員」という。）の配置基準について、次のとおり改める。【第5条関係】

ア 常勤の職員の員数について、青梅市介護保険運営委員会が必要であると認めるときは、当該地域包括支援センターの勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法によることができる規定を加える。

イ 青梅市介護保険運営委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として常勤の職員を配置することにより、その基準を満たすものとする。

(2) その他所要の規定の整備

3 施行期日

公布の日

青梅市地域包括支援センターの運営および職員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市地域包括支援センターの運営および職員に関する基準を定める条例（平成26年条例第34号）

改正後	現行	備考
（職員にかかる基準および当該職員の員数） 第5条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（<u>運営委員会が第1号被保険者の数および地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）</u>）によることができる。次項において<u>同じ。</u>）は、原則として次のとおりとする。 （1）保健師その他これに準ずる者 1人 （2）社会福祉士その他これに準ずる者 1人 （3）主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人 <u>2 前項の規定にかかわらず、運営委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u> <u>3 第1項</u>の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に、1の地域包括支援センターを設置することが必要であると運営委員会で認められた場合において、当該地域包括支援センターに置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる第1号被保険者数の区分に応じ、当該各号に定めるところによることができる。	（職員にかかる基準および当該職員の員数） 第5条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____は、原則として次のとおりとする。 （1）保健師その他これに準ずる者 1人 （2）社会福祉士その他これに準ずる者 1人 （3）主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人 <u>2 前項</u>の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に、1の地域包括支援センターを設置することが必要であると運営委員会で認められた場合において、当該地域包括支援センターに置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる第1号被保険者数の区分に応じ、当該各号に定めるところによることができる。	

(1) おおむね1,000人未満 <u>第1項各号</u>に掲げる者のうちから1人または2人 (2) おおむね1,000人以上2,000人未満 <u>第1項各号</u>に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。） (3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の<u>第1項第1号</u>に掲げる者1人および専らその職務に従事する常勤の<u>第1項第2号</u>または第3号に掲げる者のいずれか1人	(1) おおむね1,000人未満 <u>前項各号</u>に掲げる者のうちから1人または2人 (2) おおむね1,000人以上2,000人未満 <u>前項各号</u>に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。） (3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の<u>前項第1号</u>に掲げる者1人および専らその職務に従事する常勤の<u>前項第2号</u> または第3号に掲げる者のいずれか1人
---	--

<u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>		
---	--	--

令和 6 年度 第 3 回介護保険運営委員会 議事要旨（案）

1 開催日時 令和 6 年 1 0 月 2 5 日（金曜日）13 時 30 分～15 時 00 分

2 出席委員

三ツ木清次郎、木村誠志、橋本満智子、小嶋直之、角田昭文、原孝司、長岐康範、土田大介、
百瀬澄雄、田中三広、新井一夫、菅沼隆
（敬称略・順不同）

議 事

<開会>

事務局：皆様、本日はお忙しいところ御出席いただき、ありがとうございます。

定刻になりましたので、令和 6 年度第 3 回の「青梅市介護保険運営委員会」を開催させていただきます。

事務局：本日の委員会は、1 3 時 3 2 分現在、委員 1 3 名中 1 2 名の御出席をいただきました。

委員の出席者が半数を超えておりますので、青梅市介護保険規則第 5 2 条の 3 により、この委員会が有効に成立していることを御報告いたします。

また、本日の傍聴者ですが、3 名おりますことを併せて御報告いたします。

それでは、次第にしたがって進行いたします。

まず初めに、小山副市長から御挨拶申し上げます。

<副市長挨拶>

事務局：なお、副市長につきましては、この後公務がありますので、ここで退席とさせていただきます。

<副市長退室>

それでは議題に入る前に、事前に送付させていただいた本日の資料について御確認させていただきます。

<配布資料の確認>

事務局：配布資料は次のとおりです。

次第(裏面委員名簿)

資料番号 1 が、「令和 6 年度第 2 回青梅市介護保険運営委員会議事要旨について（案）」。

資料番号 2 が、「介護保険事業の実施状況について」。

資料番号 3 が、「青梅市地域包括支援センターの主な運営状況について」。

資料番号 4 が、「青梅市社会福祉審議会設置に伴う介護保険運営委員会の部会化について」。

資料番号 5 が、「介護人材対策事業について」。

資料番号6が、「介護保険事務のデジタル化の取り組みについて」。

また、11月3日、日曜日開催予定の介護の日のイベントのチラシを、本日机上配付しております。御確認ください。

資料は以上となります。

過不足がありましたら、お申し付けください。

事務局：発言の際は、お席にあるマイクの根元のボタンを押していただきますと、赤いランプがつき、マイクがオンになります。発言が終わりましたら、再度ボタンを押していただき、マイクをオフにしていただきますようお願い申し上げます。

事務局：それでは、以後の議事については会長の進行でお願いいたします。

<議題>

会長：それでは次第に沿って進めたいと思います。

報告事項の(1)「令和6年度第2回青梅市介護保険運営委員会議事要旨について(案)」。
について、事務局から説明をお願いします。

事務局：令和6年度第2回青梅市介護保険運営委員会議事要旨については9月26日に原案をお送りいたしました。確認および修正期日を10月7日に設けましたが、修正はありませんでした。本日、資料1として配付いたしました議事要旨について、改めまして、修正等がございましたら、ご意見をいただければと思います。

また、令和6年4月26日に開催されました令和6年度第1回青梅市介護保険運営委員会議事要旨につきまして、議事要旨に記載された事業者の代理人弁護士より、2点のご指摘がございましたのでご報告いたします。第1点は、報告事項(5)、地域支援事業等の委託等に係る進捗状況について、議事要旨16ページ、4行目の市が締結していた複数の委託契約について消費税法第6条の規定により、非課税であるべきところ、消費税相当分を含んだ契約を行い、複数年度にわたって消費税相当額を過払いしていたことが判明いたしました。と事務局より報告したことにつきまして、事業者は本年1月から一貫して、平成6年開始の契約時から消費税相当分を含んだ契約はしていないと主張しているのであり、事実の報告として不正確であるとのことのご指摘がございました。

第2点は同議事要旨17ページ、1行目の委託料を非課税として取り扱うことに関する合意がないことについて、当該事業者が合意していないということはなく、事業者としては、これまでの経緯からしても、法の記載であることから、全く争っていないとのことのご指摘がございました。以上でございます。

会長：ただいま事務局からこの第1回の議事要旨についてご意見があったと説明がありました。また前回の第2回の議事要旨について皆様からご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

<意見なし>

会長：それでは次の報告事項に移ります。報告事項の(2)介護保険の実施状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料2をご覧ください。ここで2点資料の訂正をさせていただきます。1点目は資料2の9ページ左の市内介護サービス事業者数、上から2行目（1）介護サービスの表の上から2項目目、居宅サービスの合計ですが、101とあるところ、102に訂正をお願いいたします。また下から7行目、地域密着型サービス7月の真ん中の列ですが、30とあるところ、29に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

2の介護保険実施状況についての1ページ目、（1）要介護度別認定者数の推移です。令和6年7月31日現在の認定率は、16.8%であり、前年同月の16.2%と比較して0.6%の増となっております。

（2）申請件数等の月別集計です。吹き出しのコメントにあるとおり、認定結果通知平均日数については、前回の会議でもお話ししたとおり、認定調査委託先を含めて、調査員の不足等ありました関係から、認定調査に日数がかかっております。こうしたことから、認定結果通知平均日数が令和6年7月の、単月で39.7日と、30日を上回る状況が続いております。

続いて（4）第1号被保険者における認定率です。国および都と比較できるデータは令和6年6月時点となりますが、青梅市の認定率は16.3%で、全国および東京都平均をそれぞれ3.3ポイント、4.5ポイント下回っております。

続いて（5）認定者の構成比です。こちらも令和6年6月末の数値となりますけれども、国と都と比較しまして、要介護4や5の比率が青梅市では高い状況となっております。1の要介護認定については以上となります。

続いて、2の介護保険料について説明します。

（1）令和6年度介護保険料の賦課収納状況ですが、こちらは7月末日現在の収納状況となっております。（1）の表の一番右の列の収入済み額のうち下から2行目の令和6年度の合計を見ていただきますと、収納額は8億331万6000円となっております。次に前年度の同時期と比較しまして、686万3000円の増加となっております。次にその下の延滞金の収入状況ですが、一番右の列の収入済み額は5万6000円となっております。前年度より4万1000円の増加となっております。

最後に、（2）の督促状の発送状況ですが、表の下の方の米印に記載のとおり、督促状は8月から発送いたしますので、7月末日現在の実績は、まだない状況となっております。介護保険料の説明は以上でございます。

続いて、5ページを御覧ください。こちらは、介護サービスを利用されている受給者の推移です。

全体としては、認定者数の増加に伴い、前年比で若干の増加傾向となっております。全体で約100名程度増えている状況です。前回と引き続き特に居宅サービス、施設サービスがそれぞれ増となっております。

6ページを御覧ください。こちらは介護サービスの給付費の推移をまとめた表になります。全体では前年比で6月7月は、先ほど報告しました受給者数の増に伴い、サービ

ス量が増えていることのほか、介護報酬の改定もあったことからこのように増えていると思われます。

続いて、7 ページを御覧ください。こちらは市に連絡があった苦情・相談内容をまとめたものになります。件数としては、前年同月と比べると若干減少しております。内訳は、保険料に関する苦情が多くを占めております。

続いて8 ページを御覧ください。こちらは市へ報告があった事故発生時の報告状況になります。事故の分類につきましては、記載のとおり、1 号から4 号まで分類されており、実績といたしましては、前年同月比で見ますと、若干増傾向となっております。内訳につきましては、骨折等による1 号の事故が多くを占めております。

続いて9 ページについてですが、こちらは先ほど修正があった点を含めまして7 月末時点で市が把握している市内の介護サービス事業所の一覧となっております。後ほどお目通しいただければと思います。

続いて、10、11 ページをご覧ください。こちらは認知症対応型デイサービス地域密着型デイサービスの利用状況になります。それぞれ前年同月比で見て、特に大きな変化はございません。

続いて12 ページ。こちらは認知症対応型グループホームの実績となっております。こちらも充足率は96.7%で9割を超えており、前回と大きな変化はございません。

続いて13 ページ、14 ページにつきましては、多機能型サービス、定期巡回サービスの実績となっております。利用登録者数もほぼ横ばいとなっております現状、特に変わった点はございません。報告事項「介護保険事業の実施状況について」の説明は以上になります。

会 長 : それではただいまの説明について、御質問・御意見等がありますか。

委 員 : 7 ページの下の方グラフについて確認なんですけれど、東京都の苦情分類というのは、東京都の平均という意味でしょうか、それとも東京都に上げられた苦情の実績の分類でしょうか。

事務局 : こちらは東京都に上げられた苦情の実績です。

委 員 : 青梅市と東京都全体でずいぶん内容が異なりますが、例えば、行政の対応については青梅市でかなり多いんですが、東京都全体では少ない、サービス提供については青梅市は少ないが、東京都では過半数が該当してるなど、ずいぶん異なっているんですが、その辺についてどのようなお考えがありますか。

事務局 : こちらの東京都の苦情実績につきましては、各市町村によって苦情の分類等が変わってくるかと思われます。他の市町村についてはここまでは苦情にして、ここは実績としてあげないような状況もございますので、一律に青梅市の比率が大変多いという状況とは見出しにくいかと考えます。

会 長 : 他にご質問、ご意見ございますでしょうか。

委 員 : 8 ページの事故発生の状況の分類ですね。1 号、2 号、3 号、4 号の分類とあります

が入所系でどのぐらい発生しているのか、通所系でどのぐらい発生してるか、それぞれ数値の方があればご説明をお願いします。

事務局：主に入所施設、特別養護老人ホームなどの介護保健施設が多くを占めていると思われます。

会 長：他にご質疑をお願いします。

委 員：3ページの囲みの中で、青梅市は国や都と比べて要介護4や5の比率が高い状況ですとありますが、なぜ、要介護4と5が多いと考えられるのか。また1ページの認定人数も、年齢別にはどんな感じになっているのか。市の方でフレイル予防をうたってらっしゃるので、具体的にそのフレイル予防を続けていくことで、要介護者の認定の年齢が上がっていき、今までこれだけいた要介護者が少なくなる等、年齢別に数値が出たりするともう少しわかりやすいと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局：ご説明をさせていただいたとおり、青梅市は国や他と比べて要介護4と5の比率が高い状態というのは、過去から続いている状態です。特別養護老人ホームであるとか、療養型病床が多いところが一つの要因として考えられます。また、救急の病院もありますので、救急で搬送されて、比較的状态が重い状態での認定の調査を受けて、結果的に要介護3とか4とか5とか比較的重度の方が出られるということもあるものと考えております。

会 長：他にご質問ご意見ございますでしょうか。

＜質問・意見無し＞

会 長：では次の報告事項に移ります。

（3）青梅市地域包括支援センターの主な運営状況について事務局から説明をお願いします。

事務局：資料3をご覧ください。青梅市地域包括支援センターの主な運営状況についてご説明をさせていただきます。

（1）包括支援センター連絡会は、3ヶ所の地域包括支援センターと市の合同で、記載の内容で連絡会を開催しています。

（2）地域ケア会議につきましても、2ヶ月に1回実施しておりますので、ご覧の日付でそれぞれの包括支援センターごとに事例の検討を行っております。

（3）総合相談支援業務（4）権利擁護業務、そして右上の（5）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務につきましては、包括支援センターの事業別の相談対応件数となっております。

（5）イの勉強会につきましては、ケアプラン勉強会を7つの各グループが毎月市内のケアマネジャーとともに、事例をもとに、ケアマネジメント過程について勉強を行いました。

（6）介護予防に係るケアマネジメントにつきましては記載の通りになっておりますので、ご覧ください。

(7)をご覧ください。任意事業になります。認知症サポーター養成研修、介護サービス相談員派遣事業につきましては、記載の通りで実施をしております。

(8) その他、介護予防教室につきましては、記載の通りで開催をしております。広報等につきましては、この間に掲載しました記事について記載しております。報告は以上となります。

会 長 : ただいまの説明についてご質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

<質問等なし>

会 長 : それでは次の報告事項に移ります。

報告事項(4) 青梅市社会福祉審議会設置に伴う介護保険運営委員会の部会化についてです。こちらの議題につきましては、前回の運営委員会で、会長と事務局へ一任と決定いたしましたので、私の方で事務局と協議した結果についてご報告いたします。まず前回の委員会において、介護施設等で働く労働者の方を委員にお迎えして介護現場で働く方々の意見を取り入れたらどうか、というご意見を頂戴いたしました。

事業者の代表として選出されている委員にも、事務局の方から確認を行いまして、現在の委員構成においても、現場で働いてる職員と同様の職務内容や環境、現場にいることから介護施設等で働く労働者の方のご意見を取り入れることができていると判断いたしました。またその他にご意見も特段出なかったことから、所管事項や委員構成についてはこれまでと同様の形として決定させていただいております。それでは続きまして事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 : では、資料4をご覧ください。

前回、皆様にご協議いただきました介護保険運営委員会の部会化に伴う所管事項、また委員構成については、1ページ目と2ページ目の表、こちら色がついてる部分が、当委員会の部分になりますが、こちらに記載されておりますとおり、これまでと同様の形で、令和6年9月27日開催の地域共生社会推進会議へ報告いたしました。他の会議体で決定された所管事項、委員構成についてもあわせて承認をいただいております。

高齢者部会につきましては、介護保険事業計画等の策定や評価、地域包括支援センターや地域密着型サービスに関する事項についてご協議、報告等を行うこと、これまでと同じ想定をしております。

続いて3ページ目をご覧ください。こちらは審議会の名称についてですが、記載のありますとおり、一部の会議体から意見が出ておりまして、当委員会からも、地域という言葉を用いてみてはどうかというご意見をいただいたところです。また、事務局の考えといたしましては、今回設置する審議会は市長の附属機関として、社会福祉に関する基本的事項について調査審議等を行います。また、地域福祉総合計画等に基づく施策を推進して、地域共生社会の実現を図ることを目的としている地域共生社会推進会議の考え方を引き継ぐことを想定しております。

以上のことを踏まえまして、審議会の名称について地域共生社会推進会議で諮ったと

ころ、共生という言葉を使うと、外国をルーツにしている方の配慮等も必要になってくるのではないかと。社会福祉は全ての市民を幸せにするという趣旨も入っているので、審議会の名称は、社会福祉審議会でも良いのではないかと、などのご意見がございました。このような協議の結果、審議会の名称を、青梅市社会福祉審議会とする提案を受け、事務局においても、名称を青梅市社会福祉審議会として受け入れることといたしました。

次に今後の方向性というところですが、条例案、条例施行規則について、庁内で審査を行います。12月議会において条例案を提出するとともに、条例施行規則の制定に向けた庁内での手続きを行いまして、令和7年4月1日施行を目指すこととしております。説明については以上です。

会 長 : それではただいまの説明につきまして、ご質問ご意見がありましたらお願いいたします。

<質問等なし>

会 長 : それでは次の報告事項の方に移ります。

報告事項（5）介護人材対策事業について事務局から説明をお願いします。

事務局 : 資料5をご覧ください。前回から引き続きにはなりますが、介護人材対策につきましては、第9期計画に位置づけ、1番の事業概要にありますとおり、介護の仕事の普及啓発を目的とした事業を中心に今年度より本格的に実施しております。

2番の実施内容についてですが、9月15日に開催した、お〜ちゃんフェスタ2024において、市内の介護サービス事業所と連携し、介護体験などを行いました。今回は、ベッドから車椅子への移乗や段差を乗り越えた際の振動を体験できる車いす体験。膝や腰の負担を軽減するパワーアシストスーツの装着体験。おもりや、見えづらくなるゴーグルを装着して、高齢者の感覚で輪投げをしていただいたり、文字や景色がどのように違って見えるかなどの高齢者体験の三つの体験を行いました。

イベントは全体で約3200名の方に来場いただき、そのうち201名の方に体験をいただいております。

当日の様子につきましては、1ページ目の下段と、2ページ目にも写真などを載せておりますので、後ほどご覧いただければと思います。当日についてですが、モニターを設置して介護保険課で作成した、市内で働く介護職員のインタビュー動画を流して、来場者の方にご覧いただいております。

続いて3ページ目をご覧ください。（2）アンケート結果ですが、体験をされた中から112名の方にアンケートに回答をいただいております。Q1で介護の仕事の理解については深まった方が77%、Q2の介護の仕事に興味を湧いた方が、72%いたことから、概ね介護の仕事の普及啓発としては一定の効果を見ることができました。実際に参加された方が小学生を含めた10代、10代未満の方が5割弱を占めているため、前回の健康まつりのときと比べ仕事という部分についてはやや低くなっていると思われます。

また、（3）の取材についてですが、当日、多摩ケーブルネットワークの取材が入り、

10月初旬に、今回の体験コーナーを含めたお〜ちゃんフェスタの部分が放送されております。

なお、今回準備から当日までご協力いただきました介護サービス事業所の皆様ですが、小嶋委員を代表する青梅市高齢者福祉施設長会の皆様、角田委員が所属されるデイサービスすずらん、アイケアサービス青梅、カノーラ、の皆様にはこの場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。

次に3番の今後の予定というところですが、11月3日開催予定の産業観光まつりと併設される形で、介護の日のイベントを市役所1階で開催予定です。こちらに同じように介護体験ブースを設ける予定でございます。

また学校訪問事業といたしまして、市内の中学校や高校に訪問させていただき、介護の体験や現場で働いている方の話を聞くなど普及啓発を予定しております。

最後に先ほども少し触れましたが、介護の現場で働く方のインタビュー動画、こちらを作成しておりまして、本日、全体の一部になりますが、短く編集したインタビュー動画を流しますので、ご覧いただければと思います。

<動画の視聴>

事務局からは以上です。

会 長 : ただいまの説明につきましてご質問ご意見等ありましたらお願いいたします。

委 員 : 介護職員の処遇として、賃金等がどう変化しているのか情報があつたら教えていただきたいです。介護報酬制度が改定されて、処遇改善も改正されましたので、何かそれに関する情報があつたら教えていただきたい。もし、本日ないとすれば、次回その数字を教えていただけるとありがたいと思います。

事務局 : 基本的に介護職員の報酬については今回の報酬改定で処遇改善加算における事業者等のご申請に応じて、給与が変動してると思われます。令和3年度の改定では0.7%ほどやはり処遇の改定をされてまして、平成の時代から改定が進んではいますが、令和元年の頃からやはり処遇改善というところ、職員の給与というところにはだいぶ力を入れているところがありまして、令和元年で1.67%、令和3年度では0.7%増という形で少しずつ上げているというふうな現状がございます。

委 員 : 概要としましては、まだ国のデータは令和4年しか出てないので、令和4年現在なんですけど、大体、介護福祉士で月額平均32万円程度。介護福祉士の資格がない方が27万円程度です。一方で全国平均の一般労働者の平均が大体31万~32万程度ですから、大体そのくらいには賃金が上がってきているという認識はあるかと思います。また、実際に32万を1.2倍じゃなくて賞与も含めると、大体440~450万以上にはなってくると思いますので、概ね、いわゆる国が言うところの平均労働者の賃金水準には上がってきています。実際、私の事業所で見ると、それよりもかなり上がってるっていうのが実感です。大体440万以上の現場職員が10数名になってますので、水準としては一般的な中小企業レベルと比べると決して安くはないという状態にはなってきているか

と思います。その後令和５年度に介護職員あたり１人月額７，８００円程度、令和６年度から６，０００円程度、東京都が単独で月額５年目までの介護職員に２万円、月額乗せています。５年目以降は月額１万円になります。それを単純に計算すると年額４０万ぐらい、申し上げた数字の上に乗ってきます。ですので給与の上乗せは月額約３万円程度、年額で４０万円程度というような感覚でよろしいかと思います。

会 長：他にご意見ご質問等ございますでしょうか。

委 員：若い方の人材確保というところで、私は高校生に携わる仕事をしておりまして、その中で高校生が夏休みにアルバイトをしたりっていうのがどうしても飲食業が主なものになっております。体験したことない子たちがいきなりお年寄りへのサービス等に入るとするのは難しいのかもしれないんですけど、高校生が何かをしようとする、体験とかボランティアっていう括りになってしまうんですが、夏休みを利用したのアルバイトみたいな経験というのはさせてあげられることはできないんでしょうか。

事務局：市内の高校に今現在話を伺っている状況でして、確かにおっしゃる通り、ボランティアというより、やはり皆さんアルバイトの経験があり、アルバイトのような試みは介護ではどうなっているのかとご質問を受けております。東京都の取り組みで「かいチャレ」というのがありまして１日４時間から受け入れる制度がありまして、日給でももちろんお給料も出るものになります。そういった形の取り組みもあると先日、高校に訪問させていただいた際にもご紹介はさせていただいているところです。

ただ、高校生でいきなり介護の仕事に携わったことない方で、急にバイトといっても、なかなか感覚としては難しいところがあるかと思いますので、市といたしましては、まずは高校生に簡単な体験、お話を聞いていただくところから始めて、更に興味があって仕事として少し体験してみたいという方にはそういった取り組みもあると促すというような、スモールステップの形で進めていければと考えております。

会 長：他にご質問ご意見ございますでしょうか。

先ほど事務局の方からお～ちゃんフェスタの内容ありましたけれどもご参加された委員、何かご感想とかございますでしょうか。

委 員：実際に私の方はパワーアシストスーツという正式名称はマッスルスーツという名前なんですけどそちらのブースで参加をしました。介護職員が実際に利用者様を椅子の状態から移乗するという動作のときに主に使うんですけども、何十回もその動作を繰り返しやると腰の足腰に負担がかかるため、実際にうちの施設でも使っています。そちらを実際に体験していただくという形を提案したところ、市の方でもぜひやりたいということでありましたので、私が参加させていただいて、実際に来た方に体験していただきました。

そのパワーアシストスーツは実際に、テレビ等でも取り上げてるところで「実際に見たこともあるよ」「ちょっとやったことないから、つけてみたい」という形で要望があって、実際に装着してみると「確かにいいね」という声であったり、付けられた方

に関してはそれなりの評価をもらえたのかなと思います。ただ体験1人に5分程度かかるので、かなり忙しく、2名体制で大変だったなという評価はありますが、充実した内容だったと思っております。

会 長 : ありがとうございます。他にないですかね。

<質問等なし>

会 長 : それでは次の報告事項に移ります。

報告事項(6) 介護保険事務のデジタル化の取り組みについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 : では資料6をご覧ください。介護保険事務のデジタル化の取り組みについてになります。

まず最初に1番、居宅サービス計画等の作成に係る認定関係資料の情報提供の電子申請についてです。こちらはケアマネジャーの方がケアプランを作成するために必要な認定関係資料の開示の手続きについてですが、電子申請による手続きが今可能となっております。電子申請の手続きの場合、窓口でお待ちいただく時間が短縮されますので、ぜひご利用をお願いしたいと思います。

続いて2番目、マイナポータルぴったりサービスでの介護保険関係のオンライン申請についてです。要介護認定の申請など、介護保険関係の一部の手続きが、窓口にお越しただかなくてもパソコンやスマートフォンから行える手続きが可能となっております。現在、非常に極めて利用が少ない状況が続いていますので、ご利用をお願いしたいと思います。

3番目、介護認定審査会のデジタル化についてです。介護認定審査会委員の方の負担軽減と事務の効率化を図るため、従来紙で運用していた介護認定審査会の資料を、タブレット上で閲覧やメモ書きすることが可能となるシステムを導入しております。現在、およそ8割の委員の方が完全に紙資料を廃止しております。

4番目、書かない窓口システムについてです。転居等、住民記録関係の移動にかかる手続き書類についてですが、市民課でお客様からの聞き取りにより、職員が異動届出書等の作成を支援する書かない窓口を行っております。市民課からのデータ連携により、介護保険課だけではなく、障がい者やこどもの手続きでも、一部の申請書が自動作成されて、住所や氏名などを何度も書く必要がなくなりました。現在、介護保険課では週に4、5件程度の利用がある状況です。

5番目、電子申請届け出システムです。市の指定である介護サービス事業所の指定および加算等に関する申請や届出などは現在紙でご提出していただいております。これらの手続きについて、電子による申請届出を行うシステムを国が推奨しております。青梅市でも今年度中に取り込む予定です。これによりまして、事業者様での提出書類の印刷や郵送、持参等の負担が軽減される効果が期待できるところです。

裏面に行きまして、6その他です。令和6年9月30日に実施いたしました、「第1回

令和6年度青梅市介護サービス事業者連絡会」におきまして、市内介護サービス事業者
に、今までご説明させていただきましたデジタル化の取り組みを説明をさせていただきました
ました。

また、10月11日に実施しました第2回目では、ケアマネジャーの方が介護サービ
ス事業所とケアプランに関する情報共有を紙で行っていたものをオンラインで完結でき
るケアプランデータ連携システムにつきまして、厚生労働省と国民健康保険中央会の方
を講師に招きましてご説明をさせていただいたところです。説明は以上となります。

会 長 : ただいまの説明につきまして、ご質問ご意見ございますでしょうか。

委 員 : 今の資料6に関してですけれども、うちの法人の中で参加できなかったところがあり
まして、後からでもいいから、何か内容について知るチャンスはないのかなという意見
があったんですけれども、聞き直しをしたいとかそういう場合、後から配信みたいな形
は可能でしょうか。

事務局 : 再度、厚労省や国民健康保険中央会をお招きして、ご説明というのは、なかなか難し
いんですけれども、資料自体はホームページに既にアップされております。例えば、厚
労省等のケアプランデータ連携システムの関する動画ですとか、そういったところの情
報提供をさせていただきつつ、対応いただく形になるかと思われま。

会 長 : 他にご意見ございますでしょうか。結構、医療の場でもデジタル化が進んでいるのは
皆さんご存知かもしれませんが、介護の方もそういうのが進んでいるということだ
すね。

この事業者連絡会に参加された方は委員の中にいらっしゃいますか。感想等あれば教
えていただきたいなと思います。

委 員 : 非常に丁寧に説明していただいて、わかりやすい内容でした。こういったサービスが
あれば使ってみたいなという内容でしたので、今後もそういったシステムがありました
ら、説明会を開いていただけると助かるなと感じました。

会 長 : ありがとうございます。他にご意見ご質問ございますでしょうか。

委 員 : 関係ないかもしれないんですけど、要介護者のマイナ保険証の取得率ってわかります
でしょうか。

事務局 : 今現在の情報は把握をしてないんですけれども、全体でありましたら、取得率は62%
程度だったと記憶にあります。ただ高齢者の取得率が何%かっていうところは把握して
おりません。

会 長 : 他にご質問ご意見ございますでしょうか。

<質問等なし>

会 長 : それでは続きまして次第の4その他でございます。その他、委員の方から何かござい
ますでしょうか。

委 員 : 1点ご質問させていただきます。地域支援事業等の委託等に関わる進捗状況について
ご質問させていただきます。高知市は高知県の県庁所在地であります、青梅市と同じ

ように消費税が発生すると誤解して、介護事業者に支払ってきたそうです。今後、消費税なしに変更するけれども、過去に支払ってきた消費税の分の返還は請求しないとのこと。これは既にネットニュースや新聞等にも出ているそうです。

市が消費税の誤解をリードしてきたかのようにもあり、契約書で詳しく書いていなかったようでもあります。事実上、既に消費されているとのバランス感覚や、他にも理由があるかもしれません。ところが、青梅市の方では事業者に過去を含めて返還を求め、業者に相殺の合意までさせました。そもそも契約当初から消費税の合意はなかったと主張する事業者に対しては、一方的に相殺したようですが、高知県とは全く反対の行為であります。その辺はいかがでしょうか。また、大きくメディアに今後取り上げられたり、厚労省等で指導を受けるようなことにはならないでしょうか、心配でご質問させていただきました。

事務局：高知の件につきましては、委託料を積算する際に消費税を含めて計算していないにもかかわらず契約書作成上、誤って内税として消費税相当額を記載したという事案でございまして、消費税相当額を業者の方に支払っているわけではないという点で、市といたしましては高知市とは事案が異なると考えております。このようなことも踏まえまして、事業者とは、引き続き協議をしていきたいと考えているところです。

委員：ありがとうございます。私共、ケアマネジャー連絡会としては、今後地域共生社会の実現に向けて包括業務がさらに重責を担うような立場であると考えます。

日頃から現場で汗水を流して働く姿、その職員さんたちを目の当たりに私達は見ています。ですから、その職員さんたちが困惑しないようにきちんと青梅市と両事業者でしっかりと話し合いをして、働きやすい環境を作っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

会長：その他、委員の方から何かございますでしょうか。

<質問等なし>

会長：事務局の方から何かございますでしょうか。

事務局：介護の日のイベントについてご説明をさせていただきます。本日、机上配付させていただきました、カラーの介護の日のイベントの資料をご覧ください。介護の日のイベントにつきまして、今年度は11月3日、日曜日の産業観光まつりと同日開催といたしまして、場所は市役所1階のロビーにて実施をいたします。これまで介護について特に触れてこなかった方に少しでも知識や興味を持っていただき、誰にでも訪れる可能性がある未来に備えて介護を身近に感じてもらうためのイベントです。

内容につきましては、介護の世界を体験していただくために、車いすで段差を越えたり曲がったり、車椅子の操縦をしていただく体験や、高齢者体験グッズを身につけて高齢者と同じような感覚になっていただいた上で、豆つかみに挑戦していただく体験、また膝や腰の負担が大きい、介護の仕事でも使用されているパワーアシストスーツを着ていただいて、重いものを持っても負担が少なく持ち上げられる、そういったことを体験

していただくコーナーを設ける予定であります。

また介護のお仕事紹介といたしまして、現役の介護職員が介護の仕事のやりがいや魅力などについて解説するコーナーを設けます。

その他にも理学療法士によるミニ講座や包括支援センター職員による相談コーナー、家族介護教室などを開催する他、梅カフェといたしましてかるたや数字合わせパズルなど、大人も子供も遊びながら一休みできるような、スペースを設ける予定です。

先ほどの介護人材対策事業についてでもご報告させていただきましたが、介護サービス事業者の皆様には、各種イベントにご協力いただきまして大変感謝申し上げます。今回のイベントにつきましても多くの方々のご協力をいただき、実施させていただく予定となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

当日は産業観光まつりと同日開催ということもありまして、大勢の方のご来場が見込めます。皆様もご都合がよろしければ、ぜひ足をお運びください。介護の日のイベントについて、説明は以上となります。

事務局：その他、事務局から２点ほどご連絡をさせていただきます。本日の議事録については作成後、各委員へ送付させていただきますので、ご確認をいただくようお願いいたします。

また次回の運営委員会でございますが、令和７年１月３１日金曜日の１３時３０分から予定しておりますが、今後の審議会の進捗によりましては、この開催日を変更する場合もございます。その際には委員の皆様にご連絡をさせていただきまして調整をさせていただきます。事務局からは以上でございます。

会長：本日は長時間にわたりまして熱心にご討議いただきましてどうもありがとうございます。これで終了とさせていただきますと思います。

事務局の方では、本日の論議を踏まえ、整理をよろしくお願いいたします。それではこれにて散会といたします。ご苦労さまでした。

イ 介護保険の実施状況について

資料4

1 要介護認定について

(1) 要介護度別認定者数の推移（令和6年10月31日現在）

要介護・ 要支援等認定者数 (青梅市)		10月 人数	
要支援1	R6	1,060	15.5%
	R5	937	14.2%
	増減	123	1.3%
要支援2	R5	879	12.9%
	R4	846	12.8%
	増減	33	0.0%
要介護1	R6	1,259	18.4%
	R5	1,236	18.7%
	増減	23	▲0.3%
要介護2	R6	1,047	15.3%
	R5	956	14.5%
	増減	91	0.8%
要介護3	R6	900	13.2%
	R5	861	13.1%
	増減	39	0.2%
要介護4	R6	983	14.4%
	R5	1,037	15.7%
	増減	▲54	▲1.3%
要介護5	R6	705	10.3%
	R5	724	11.0%
	増減	▲19	▲0.7%
青梅市 計	R6	6,833	100%
	R5	6,597	100%
	増減	236	—
認定率 ※1	実績	R6	17.0%
		R5	16.5%
	計画値※2	R6	17.2%
		R5	17.6%

←前年同月比0.5ポイントの増

(2) 申請件数等の月別集計（令和6年10月31日現在）

		10月	合計※	月平均
申請件数(件)	R6	新規	178	1,077
		更新	179	1,361
		変更	83	480
		計	440	2,918
	R5	新規	168	2,022
		更新	183	3,489
		変更	77	1,009
		計	428	6,520
認定調査数(件)	R6	466	3,271	467.3
	R5	480	6,303	525.3
審査判定数(件)	R6	474	3,375	482.1
	R5	587	6,272	522.7
変更率(%)	R6	9.9%	—	—
	R5	10.9%	—	—
認定結果通知 平均日数(日)	R6	38.7	40.9	—
	R5	38.7	41.1	—

※合計は、令和6年度は令和6年10月31日末現在、令和5年度は年度計

認定調査委託先を含めて認定調査員の人材不足のため、認定調査にかかる日数がかかっています。
認定結果通知平均日数は30日を上回る状況が続いています。

※1 認定率＝認定者数（1号認定者数＋2号認定者数）／第1号被保険者数（令和6年10月31日現在40,281人）

※2 認定率の計画値は、介護保険事業計画における推計値（各年度とも9月末時点）

(3) 審査判定内訳（件）（令和6年10月31日現在）

	10月	合計	構成比	構成比順
非該当	12	88	2.6%	⑧
要支援1	77	526	15.6%	②
要支援2	56	407	12.1%	⑤
要介護1	101	722	21.4%	①
要介護2	59	476	14.1%	③
要介護3	56	373	11.0%	⑥
要介護4	58	435	12.9%	④
要介護5	55	347	10.3%	⑦
計	474	3,374	100.0%	-

(4) 第1号被保険者における認定率（令和6年8月31日現在）

第1号被保険者数			8月		
			人数	構成比	認定率
全国	R6	合計	35,899,469	100.0%	19.6%
		前期(65～74歳)	15,457,874	43.1%	4.4%
		後期(75歳以上)	20,441,595	56.9%	31.2%
	R5	合計	35,880,200	100.0%	19.3%
		前期(65～74歳)	16,124,939	44.9%	4.4%
		後期(75歳以上)	19,755,261	55.1%	31.4%
東京都	R6	合計	3,160,840	100.0%	20.9%
		前期(65～74歳)	1,325,284	41.9%	4.7%
		後期(75歳以上)	1,835,556	58.1%	32.6%
	R5	合計	3,153,986	100.0%	20.5%
		前期(65～74歳)	1,370,268	43.4%	4.8%
		後期(75歳以上)	1,783,718	56.6%	32.6%
青梅市	R6	合計	40,241	100.0%	16.4%
		前期(65～74歳)	17,955	44.6%	4.1%
		後期(75歳以上)	22,286	55.4%	26.3%
	R5	合計	40,016	100.0%	15.8%
		前期(65～74歳)	18,706	46.7%	3.9%
		後期(75歳以上)	21,310	53.3%	26.3%

※ここでの認定率は、第2号被保険者の認定者数を含まずに計算しています。
 青梅市の合計は16.4%で、前年同月比(15.8%)0.6%増加しています。
 全国(19.6%)および東京都(20.9%)から、それぞれ3.2、4.5ポイント下回っています。

(5) 認定者構成比（令和6年8月31日現在）

介護度		8月		
		構成比		
		青梅市	国	都
要支援1	R6	15.4%	14.6%	15.5%
	R5	14.3%	14.2%	15.2%
要支援2	R6	12.8%	14.1%	13.3%
	R5	12.5%	13.9%	12.9%
要介護1	R6	18.3%	20.7%	20.5%
	R5	19.1%	20.8%	20.8%
要介護2	R6	15.1%	16.8%	16.8%
	R5	14.7%	16.7%	16.4%
要介護3	R6	13.1%	12.9%	12.7%
	R5	13.0%	13.1%	12.8%
要介護4	R6	14.6%	12.6%	12.5%
	R5	15.4%	12.7%	12.8%
要介護5	R6	10.7%	8.2%	8.8%
	R5	11.0%	8.5%	9.1%
認定率※	R6	16.9%	20.0%	21.4%
	R5	16.2%	19.6%	21.0%

※国と東京都の資料は8月31日現在が最新であるため、市も同時点のデータで記載しています。
 ここでの認定率は2号被保険者も含みます。
 分析としては、青梅市は国や都と比べて要介護4や5の比率が高い状況です。

2 介護保険料について

(1) 令和6年度介護保険料の賦課収納状況（10月末日現在）

（単位：千円）

区 分			予算額	調定額	収入済額
現年度分	特別徴収	R 6 年度	2, 470, 400	2, 528, 546	1, 146, 321
		R 5 年度	2, 274, 377	2, 243, 799	1, 126, 118
	普通徴収	R 6 年度	244, 325	270, 112	143, 013
		R 5 年度	188, 054	234, 068	120, 401
	計	R 6 年度	2, 714, 725	2, 798, 659	1, 289, 335
		R 5 年度	2, 462, 431	2, 477, 867	1, 246, 519
滞納繰越分	普通徴収	R 6 年度	5, 794	26, 519	4, 935
		R 5 年度	4, 476	24, 950	4, 827
合 計	特別徴収	R 6 年度	2, 470, 400	2, 528, 546	1, 146, 321
		R 5 年度	2, 274, 377	2, 243, 799	1, 126, 118
	普通徴収	R 6 年度	250, 119	296, 631	147, 948
		R 5 年度	192, 530	259, 018	125, 228
	計	R 6 年度	2, 720, 519	2, 825, 177	1, 294, 269
		R 5 年度	2, 466, 907	2, 502, 817	1, 251, 346

※ 普通徴収は7月から第1期の納期がはじまるため、4月、5月、6月分は前年度相当分。ただし、財務会計上は当該年度の調定として処理します。賦課決定が新年度（4月以降）であるためです。対象となる方 ⇒ 3月以前に転入した方（所得調査を行ったのちに賦課決定します。）や遅れて税の申告をした方

区 分			予算額	調定額	収入済額
延滞金	普通徴収	R 6 年度	150	78	78
		R 5 年度	200	23	23

(2) 督促状の発送状況（10月末日現在）

（単位：件）

区 分	合計
R 6 年度	2, 970
R 5 年度	3, 011

※ 第1期の納期が7月末日であるため、督促状は8月から発送しています。

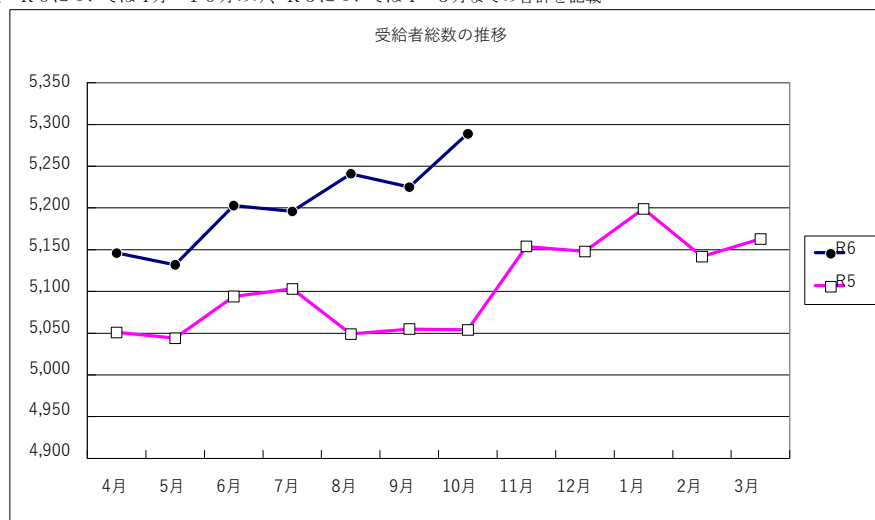
3 受給者数および給付費の状況について

(1) 受給者数

(単位：人)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(※) 計	月平均
居宅介護サービス受給者	R6	3,210	3,210	3,254	3,269	3,299	3,301	3,338						22,881	3,269
	R5	3,145	3,164	3,193	3,186	3,161	3,174	3,152	3,225	3,223	3,265	3,210	3,219	35,098	3,193
地域密着型サービス受給者	R6	530	524	534	501	506	526	520						3,641	520
	R5	541	539	550	546	534	529	530	552	548	539	529	543	5,937	540
施設サービス受給者	R6	1,406	1,398	1,415	1,426	1,436	1,398	1,431						9,910	1,416
	R5	1,365	1,341	1,351	1,371	1,354	1,352	1,372	1,377	1,377	1,395	1,403	1,401	15,058	1,372
介護老人福祉施設	R6	1,024	1,022	1,014	1,022	1,014	982	1,008						7,086	1,012
	R5	980	979	985	1,003	992	982	992	996	999	1,013	1,018	1,013	10,939	996
介護老人保健施設	R6	354	352	361	362	375	362	373						2,539	363
	R5	346	318	329	331	332	343	348	347	353	360	357	355	3,764	343
介護療養型医療施設	R6	10	0	2	0	0	0	0						12	2
	R5	16	18	16	16	8	9	8	7	6	6	11	10	121	11
介護医療院	R6	24	29	42	49	51	56	54						305	44
	R5	33	27	28	29	24	23	28	27	26	24	24	26	293	27
受給者 計	R6	5,146	5,132	5,203	5,196	5,241	5,225	5,289	0	0	0	0	0	36,432	5,205
	R5	5,051	5,044	5,094	5,103	5,049	5,055	5,054	5,154	5,148	5,199	5,142	5,163	61,256	5,105

※ R6については4月～10月のみ、R5については4～3月までの合計を記載



前年同月比で、居宅介護サービス、施設サービス受給者数は増加しています。

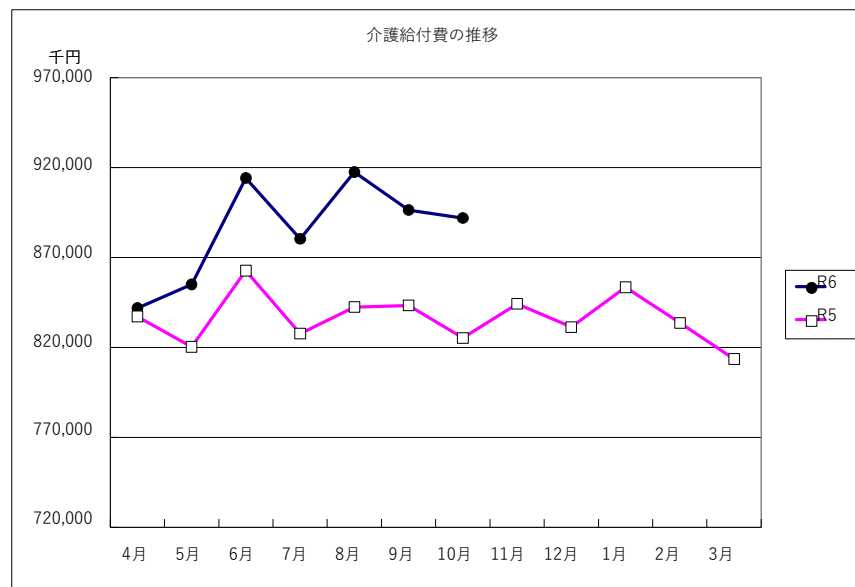
(2) 給付状況

(単位：円)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(※) 計	月平均
居宅介護サービス費	R6	259,738,318	262,412,604	278,266,423	272,405,289	290,237,202	280,749,365	274,408,882						3,288,373,857	274,031,155
	R5	264,288,315	259,402,305	270,900,914	258,810,387	271,210,131	267,397,281	263,069,438	266,737,786	268,375,559	266,972,824	254,299,744	255,539,759	3,167,004,443	263,917,037
地域密着型サービス費	R6	75,672,956	75,613,303	80,564,196	75,573,089	77,657,842	80,126,288	78,202,211						931,559,803	77,629,984
	R5	74,589,192	70,521,526	76,195,542	73,139,214	69,364,200	77,277,291	75,289,575	78,233,431	75,935,375	75,694,803	71,976,187	71,771,325	889,987,661	74,165,638
施設介護サービス費	R6	415,699,181	416,369,536	438,877,309	429,709,687	452,007,284	435,757,060	438,747,184						5,189,429,556	432,452,463
	R5	406,244,226	389,482,513	404,073,978	398,980,796	407,102,103	405,343,024	396,659,094	407,391,414	393,385,669	417,085,992	416,217,361	394,074,808	4,836,040,978	403,003,415
福祉用具購入費	R6	606,444	1,246,548	1,116,409	1,800,946	1,243,864	1,181,137	1,207,993						14,405,727	1,200,477
	R5	2,134,872	1,083,893	1,229,200	925,364	1,407,186	1,435,448	460,179	900,285	1,536,526	1,129,146	574,627	1,375,331	14,192,057	1,182,671
住宅改修費	R6	2,237,795	2,780,444	2,673,022	3,843,968	1,377,728	3,099,805	4,150,490						34,565,575	2,880,465
	R5	4,142,498	1,004,299	2,973,501	3,028,506	2,817,236	2,546,586	1,947,392	3,060,737	2,723,934	2,967,783	800,466	3,104,155	31,117,093	2,593,091
サービス計画給付費	R6	40,392,494	41,197,383	41,658,885	41,340,093	42,307,096	42,521,074	42,745,826						500,850,602	41,737,550
	R5	40,393,868	40,984,411	41,265,671	40,922,478	40,767,304	40,976,530	40,346,162	41,295,303	41,066,889	41,395,218	40,598,790	40,525,281	490,537,905	40,878,159
審査支払手数料	R6	705,942	710,097	722,808	720,303	735,885	728,797	742,303						8,684,803	723,734
	R5	687,425	699,158	707,714	698,425	705,331	700,198	702,397	713,214	715,720	727,147	710,953	712,908	8,480,590	706,716
高額介護サービス費	R6	22,714,669	24,601,332	24,788,800	26,834,442	25,723,933	28,562,297	28,011,507						310,691,966	25,890,997
	R5	20,155,771	24,755,630	23,342,789	23,743,591	23,514,832	24,279,793	23,725,802	22,920,873	24,390,943	23,083,268	24,371,689	23,900,660	282,185,641	23,515,470
高額医療合算介護サービス費	R6	23,906	7,079,466	20,597,547	4,704,800	1,487,315	702,808	108,078						34,703,920	4,957,703
	R5	59,624	8,563,480	17,756,126	4,107,291	1,093,504	404,674	344,090	116,701	319,763	172,434	129,912	49,229	33,116,828	2,759,736
特定入所者介護サービス費	R6	24,119,991	23,056,780	24,913,141	23,443,854	24,756,730	22,980,587	23,602,922						286,069,723	23,839,144
	R5	24,501,014	23,873,767	24,207,359	23,349,670	24,465,754	23,026,547	22,729,782	22,940,448	22,907,281	24,210,617	23,908,655	22,538,369	282,659,263	23,554,939
給付費 計	R6	841,911,696	855,067,493	914,178,540	880,376,471	917,534,879	896,409,218	891,927,396	0	0	0	0	0	10,599,335,531	885,343,670
	R5	837,196,805	820,370,982	862,652,794	827,705,722	842,447,581	843,387,372	825,273,911	844,310,192	831,357,659	853,439,232	833,588,384	813,591,825	10,035,322,459	836,276,872

※ R6については4～10月実績の平均×12で計上しています。

ただし、高額医療合算介護サービス費については4～10月実績計としています。



前年同月比で受給者数の総数、介護給付費、共に増加しています。

4 相談苦情受理状況（令和6年10月末現在）

(1) 月別受付件数 (件)			
月	R 5	R 6	都全体(R5)
04月	9	4	232
05月	4	3	206
06月	2	3	263
07月	23	15	278
08月	5	2	261
09月	5	2	216
10月	4	3	255
11月	4	-	190
12月	4	-	190
01月	4	-	160
02月	5	-	195
03月	0	-	185
計	69	32	2,631

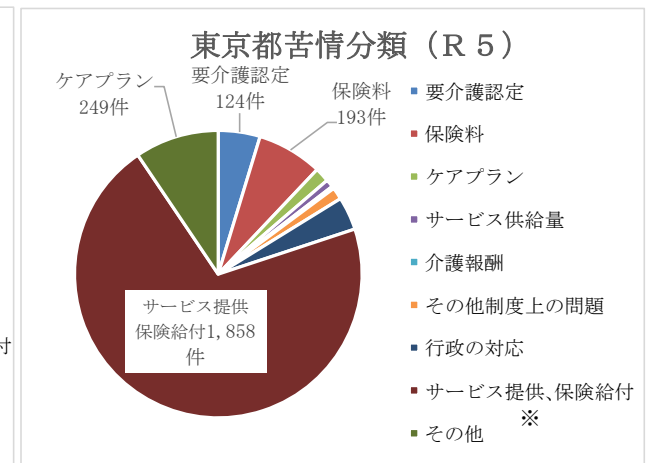
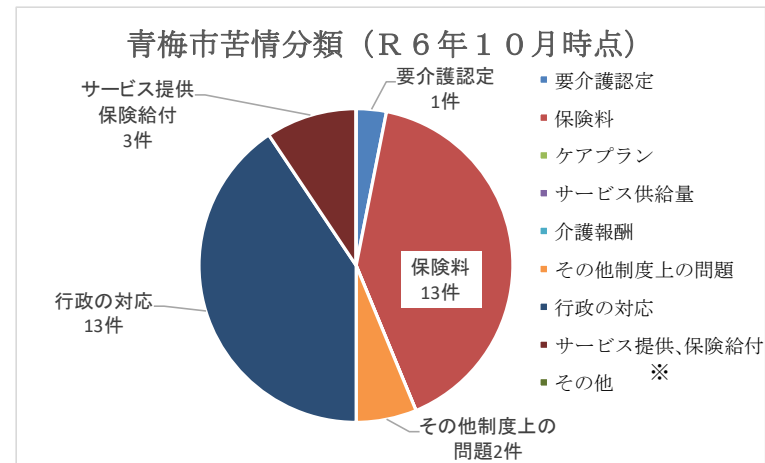
(2-1) 分類 (件)			
	R 5	R 6	都全体(R5)
要介護認定	10	1	124
保険料	32	13	193
ケアプラン	0	0	43
サービス供給量	0	0	23
介護報酬	0	0	7
その他制度上の問題	5	2	36
行政の対応	8	13	98
サービス提供、保険給付※	14	3	1,858
その他	0	0	249
計	69	32	2,631

(2-2) 苦情内容 (件)			
	R 5	R 6	都全体(R5)
サービスの質	1	0	450
従事者の態度	8	2	351
管理者等の対応	3	0	244
説明・情報の不足	1	0	394
具体的な被害・損害	0	0	164
利用者負担	0	0	39
契約・手続関係	1	0	112
その他	0	1	104
計	14	3	1,858

※2の分類がサービス提供、保険給付の場合の苦情内容

R 5年度は主に介護保険料、次いでサービス提供、保険給付の苦情があり、保険料に関する問い合わせ・苦情が当初賦課を行った7月に増加しました。サービス提供、保険給付では従事者の態度に対する苦情が多く見られます。

R 6年度は、苦情の傾向として例年と類似しておりますが、7月にシルバーパスを利用するために必要な納入通知書の発行が遅いといった苦情が多数寄せられ、行政の対応に関する苦情件数が増えた状況となっております。



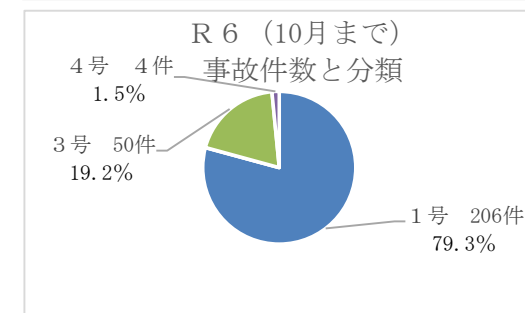
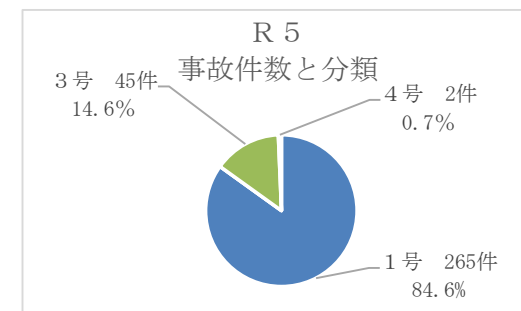
5 事故発生時の報告状況（令和6年10月末現在）

(1) 月別届出件数 (件)

	R 5	R 6
04月	29	28
05月	25	30
06月	18	33
07月	23	41
08月	27	49
09月	18	28
10月	30	51
11月	31	-
12月	29	-
01月	30	-
02月	27	-
03月	25	-
計	312	260

(2) 分類別届出件数 (件)

分類	R 5	R 6
1 号	265	206
2 号	0	0
3 号	45	50
4 号	2	4
計	312	260



* 分 類 *

【1号】

介護サービス利用者に対する介護サービスの提供により発生した死亡または重傷等の入院加療等を必要とする事故

①ケガ等で医療機関で入院や治療を受けたもの

②誤飲が原因等で医療機関で入院や治療を受けたもの

③利用者等のトラブルで医療機関で入院や治療を受けたもの

【3号】

食中毒、感染症等（結核、疥癬）で法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由の事故

【2号】

利用者に対する介護サービスの提供に伴う業務遂行により発生し、請求された損害賠償にかかる事故

【4号】

その他市長が必要と認める事故

①従業員の法令違反

②不祥事等利用者の処遇に影響があるもの

③震災、風水害、火災等これに類する災害

R5年度は分類1号が事故報告の8割以上を占めています。

R6年10月末時点においても、1号の事故報告が大半を占めています。

6 市内介護サービス事業所数 令和6年10月31日現在。

() 内は、令和6年7月31日現在。

(1) 介護サービス

サービス種別	区 分	
居宅介護支援（ケアプラン作成）	27	(28)
居宅サービス	110	(109)
訪問介護	16	(16)
訪問入浴介護	3	(3)
訪問看護	20	(19)
訪問リハビリテーション	10	(10)
通所介護	18	(18)
通所リハビリテーション	4	(4)
短期入所生活介護	24	(24)
短期入所療養介護	3	(3)
特定施設入居者生活介護	2	(2)
福祉用具貸与	5	(5)
特定福祉用具販売	5	(5)
施設サービス	30	(30)
介護老人福祉施設	24	(24)
介護老人保健施設	3	(3)
介護医療院	3	(3)
地域密着型サービス	29	(29)
地域密着型通所介護	13	(13)
認知症対応型通所介護	4	(4)
小規模多機能型居宅介護	2	(2)
看護小規模多機能型居宅介護	2	(2)
認知症対応型共同生活介護	7	(7)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	(1)

(2) 予防サービス

サービス種別	区 分	
介護予防支援（ケアプラン作成）	3	(3)
介護予防居宅サービス	75	(74)
介護予防訪問入浴介護	3	(3)
介護予防訪問看護	20	(19)
介護予防訪問リハビリテーション	10	(10)
介護予防通所リハビリテーション	4	(4)
介護予防短期入所生活介護	23	(23)
介護予防短期入所療養介護	3	(3)
介護予防特定施設入居者生活介護	2	(2)
介護予防福祉用具貸与	5	(5)
特定介護予防福祉用具販売	5	(5)
地域密着型介護予防サービス	13	(13)
介護予防認知症対応型通所介護	4	(4)
介護予防小規模多機能型居宅介護	2	(2)
介護予防認知症対応型共同生活介護	7	(7)

(3) 介護予防・生活支援サービス

サービス種別	区 分	
介護予防・生活支援サービス	65	(64)
介護予防通所介護相当の通所型サービス	30	(29)
軽度者向けの通所型サービス	11	(11)
介護予防訪問介護相当の訪問型サービス	11	(11)
家事支援に特化した訪問型サービス	11	(11)
研修修了者による訪問型サービス	2	(2)

※各項目の事業所数については、調査時点で市が把握している限りのものになります。

休止等各事業所の状況に応じ、遡及して事業所数に変化が生じることもございますので、御了承ください。

7 地域密着型サービスの利用状況について

※ R5の計は4～3月までの実績を記載。R6の計は4～10月までの実績を記載。

(1) 認知症対応型通所介護

圏域	事業所名		定員		10月	計
第1地区	東青梅デイサービスセンター	R6	1日	営業日数	27日	184日
				延利用者	233人	1,516人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
				12人 1日平均	8.6人	8.2人
	すずらん	R5	1日	営業日数	26日	310日
				延利用者	206人	2,531人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
				12人 1日平均	7.9人	8.2人
第2地区	河辺デイサービスセンター	R6	1日	営業日数	27日	184日
				延利用者	303人	2,027人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
				12人 1日平均	11.2人	11.0人
	わかくさ	R5	1日	営業日数	26日	310日
				延利用者	286人	3,347人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
				12人 1日平均	11.0人	10.8人
	デイサービスセンター	R6	1日	営業日数	23日	154日
				延利用者	229人	1,469人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
				12人 1日平均	10.0人	9.5人
	リバーパレス青梅	R5	1日	営業日数	22日	256日
				延利用者	197人	2,319人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
				12人 1日平均	9.0人	9.1人
第3地区		R6	1日	営業日数	27日	184日
				延利用者	220人	1,567人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
				10人 1日平均	8.1人	8.5人
	木野下デイサービスセンター	R5	1日	営業日数	26日	310日
				延利用者	187人	2,350人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
				10人 1日平均	7.2人	7.6人

(2) 地域密着型通所介護

圏域	事業所名		定員		10月	計
第1地区	東青梅デイサービスセンター	R6	1日	営業日数	27日	183日
				延利用者	399人	2,748人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
				18人 1日平均	14.8人	15.0人
		R5	1日	営業日数	26日	310日
				延利用者	398人	4,405人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
				18人 1日平均	15.3人	14.2人
	デイサービス のぞみ	R6	1日	営業日数	27日	181日
				延利用者	60人	405人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
				10人 1日平均	2.2人	2.2人
		R5	1日	営業日数	26日	294日
				延利用者	73人	770人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
				10人 1日平均	2.8人	2.6人
	カラダラボとまりぎ青梅駅前	R6	1日	営業日数	23日	152日
				延利用者	323人	1,936人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
				10人 1日平均	14.0人	12.7人
		R5	1日	営業日数	22日	255日
				延利用者	291人	3,379人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
				10人 1日平均	13.2人	13.3人
	第1地区計	R6	38人 1日	延利用者	782人	5,089人
				1日平均	10.2人	9.9人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		R5	38人 1日	延利用者	762人	8,554人
				1日平均	10.3人	10.0人
				電話連絡・訪問対応者	0.0人	0.0人

認知症対応型デイサービスにおいて前年同月比の延利用者が微増
地域密着型デイサービス(第1地区)については、前年同月比で大きな変化はございません。

第2地区											
事業所名		定員		10月	計	事業所名		定員		10月	計
デイサービス センター たんぼぼ	R6	1日 10人	営業日数	23日	153日	デイサービスセン ター シエロ 青梅	R6	1日 10人	営業日数	26日	181日
			延利用者	181人	1,036人				延利用者	166人	1,221人
			電話連絡・ 訪問対応者	0人	0人				電話連絡・ 訪問対応者	0人	0人
	R5	1日 10人	1日平均	7.9人	6.8人		R5	1日 10人	1日平均	6.4人	6.7人
			営業日数	22日	253日				営業日数	26日	309日
			延利用者	164人	1,729人				延利用者	169人	2,365人
デイサービス ぬくもり	R6	1日 10人	電話連絡・ 訪問対応者	0人	0人	デイサービスセン ター ほたる	R6	1日 午前10人 午後10人	電話連絡・ 訪問対応者	0人	0人
			1日平均	6.2人	6.1人				1日平均	13.3人	13.4人
	R5	1日 10人	営業日数	26日	308日		R5	1日 午前10人 午後10人	営業日数	21日	235日
			延利用者	165人	1,977人				延利用者	288人	3,115人
			電話連絡・ 訪問対応者	0人	0人				電話連絡・ 訪問対応者	0人	0人
			1日平均	6.3人	6.4人				1日平均	13.7人	13.3人
リハビリデイサー ビス 足軽	R6	1日 午前10人 午後10人	営業日数	26日	172日	第2地区計	R6	1日 95人	延利用者	1,662人	11,043人
			延利用者	351人	2,392人				1日平均	9.6人	9.4人
			電話連絡・ 訪問対応者	0人	0人				電話連絡・ 訪問対応者	12.0人	72.0人
	R5	1日 午前10人 午後10人	1日平均	13.5人	13.9人		R5	1日 95人	延利用者	1,603人	18,581人
			営業日数	25日	286日				1日平均	9.5人	9.5人
			延利用者	356人	4,029人				電話連絡・ 訪問対応者	4.0人	38.0人
デイサービスセン ター CLUB RIVER	R6	1日 15人	電話連絡・ 訪問対応者	4人	39人	第2地区の利用者に大きな変化はございません。 第3地区では今年度中に1事業所が廃止となっております。そのため第3地区の利用者数は前年同月比で減少しております。	R6	1日 10人	電話連絡・ 訪問対応者	0人	0人
			1日平均	8.0人	12.2人				1日平均	8.8人	8.9人
	R5	1日 15人	営業日数	26日	257日		R5	1日 10人	営業日数	26日	313日
			延利用者	225人	2,762人				延利用者	235人	2,716人
			電話連絡・ 訪問対応者	4人	0人				電話連絡・ 訪問対応者	0人	0人
			1日平均	8.7人	10.7人				1日平均	9.0人	8.7人
二俣尾幸廻堂	R6	1日 10人	営業日数	27日	184日	第3地区計	R6	1日 59人	延利用者	537人	4,193人
			延利用者	217人	1,496人				1日平均	7.1人	7.5人
			電話連絡・ 訪問対応者	4人	33人				電話連絡・ 訪問対応者	0.0人	0.0人
	R5	1日 10人	1日平均	8.0人	8.1人		R5	1日 59人	延利用者	859人	9,622人
			営業日数	26日	310日				1日平均	9.0人	8.6人
			延利用者	225人	2,604人				電話連絡・ 訪問対応者	0.0人	0.0人
二俣尾幸廻堂	R6	1日 10人	電話連絡・ 訪問対応者	4人	38人	第3地区計	R6	1日 59人	電話連絡・ 訪問対応者	0.0人	0.0人
			1日平均	8.7人	8.4人				1日平均	9.0人	8.6人
	R5	1日 10人	営業日数	26日	310日		R5	1日 59人	営業日数	26日	308日
			延利用者	225人	2,604人				延利用者	189人	2,122人
			電話連絡・ 訪問対応者	4人	38人				電話連絡・ 訪問対応者	0人	0人
			1日平均	8.7人	8.4人				1日平均	7.3人	6.9人

第3地区					
事業所名		定員		10月	計
デイサービス やぎ さん家	R6	1日 15人	営業日数	27日	184日
			延利用者	184人	1,286人
			電話連絡・ 訪問対応者	0人	0人
	R5	1日 15人	1日平均	6.8人	7.0人
			営業日数	26日	308日
			延利用者	189人	2,122人
トータル・ライ フ・ ヘア・サポート 華暖	R6	1日 14人	電話連絡・ 訪問対応者	0人	0人
			1日平均	0.0人	10.6人
	R5	1日 14人	営業日数	22日	257日
			延利用者	277人	2,872人
			電話連絡・ 訪問対応者	0人	0人
			1日平均	12.6人	11.2人
デイサービス さく ら	R6	1日 午前10人 午後10人	営業日数	22日	143日
			延利用者	116人	788人
			電話連絡・ 訪問対応者	0人	0人
	R5	1日 午前10人 午後10人	1日平均	5.3人	5.5人
			営業日数	21日	241日
			延利用者	158人	1,912人
デイサービスセン ター きぼうの里	R6	1日 10人	電話連絡・ 訪問対応者	0人	0人
			1日平均	8.8人	8.9人
	R5	1日 10人	営業日数	26日	313日
			延利用者	235人	2,716人
			電話連絡・ 訪問対応者	0人	0人
			1日平均	9.0人	8.7人
第3地区計	R6	1日 59人	延利用者	537人	4,193人
			1日平均	7.1人	7.5人
			電話連絡・ 訪問対応者	0.0人	0.0人
	R5	1日 59人	延利用者	859人	9,622人
			1日平均	9.0人	8.6人
			電話連絡・ 訪問対応者	0.0人	0.0人

(3) 認知症対応型共同生活介護

R6.10.31現在

圏 域	事 業 所 名	定 員		利用者内訳（保険者）			利用者内訳（要介護度）						
		定員数	充足率	青梅市	他	計	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第 1 地区	グループホームひだまりの家	9人	100.0%	9人	0人	9人	0人	2人	3人	2人	2人	0人	9人
	グループホームみんなんち	9人	100.0%	8人	0人	8人	0人	4人	1人	3人	0人	0人	8人
第 2 地区	グループホームはびねす若草	18人	77.8%	14人	0人	14人	0人	4人	6人	2人	2人	0人	14人
	グループホームみんなんち第2	9人	100.0%	8人	0人	8人	0人	2人	0人	4人	2人	0人	8人
	グループホームともだ	18人	94.4%	16人	1人	17人	0人	3人	6人	2人	4人	2人	17人
第 3 地区	グループホームはびねす新田山	9人	88.9%	8人	0人	8人	0人	1人	0人	5人	2人	0人	8人
	地域ケアサポート館 福わ家 グループホーム	18人	100.0%	18人	0人	18人	0人	2人	4人	8人	1人	3人	18人
合 計		90人	90.0%	81人	1人	82人	0人	18人	20人	26人	13人	5人	82人

定員90名に対して82名利用中。そのうち青梅市民は81名。
令和6年7月時点と比較して、充足率は微減しました。（6.7%減）
要介護度別利用者内訳は大幅な変化は見られません。

(4) 小規模多機能型居宅介護

圏 域	事 業 所 名					1 0 月	月平均	
第 1 地区	多機能 ケアホーム みんなんち	R6	定員（基準）			営業日数	31日	-
			登録定員 29人			登録者数	21人	20人
			利用者数	通所	定員／日 15人	延利用者	407人	388人
						1 日平均	13.1人	12.5人
				訪問	基準 なし	延利用者	511人	506人
						1 日平均	16.5人	16.5人
		宿泊	定員／日 9人	延利用者	128人	119人		
				1 日平均	4.1人	3.9人		
		R5	定員（基準）			営業日数	31日	-
			登録定員 29人			登録者数	25人	23人
			利用者数	通所	定員／日 15人	延利用者	370人	355人
						1 日平均	11.9人	11.6人
訪問	基準 なし			延利用者	608人	564人		
				1 日平均	19.6人	18.5人		
宿泊	定員／日 9人	延利用者	67人	69人				
		1 日平均	2.2人	2.2人				
第 3 地区	地域ケアサポー ト館 福 わ 家	R6	定員（基準）			営業日数	31日	-
			登録定員 29人			登録者数	29人	29人
			利用者数	通所	定員／日 18人	延利用者	261人	269人
						1 日平均	8.4人	8.6人
				訪問	基準 なし	延利用者	840人	779人
						1 日平均	27.1人	25.0人
		宿泊	定員／日 5人	延利用者	12人	14人		
				1 日平均	0.4人	0.4人		
		R5	定員（基準）			営業日数	31日	-
			登録定員 29人			登録者数	29人	28人
			利用者数	通所	定員／日 18人	延利用者	286人	288人
						1 日平均	9.2人	9.4人
訪問	基準 なし			延利用者	709人	646人		
				1 日平均	22.9人	21.2人		
宿泊	定員／日 5人	延利用者	22人	26人				
		1 日平均	0.7人	0.8人				

(5) 定期巡回随時対応型訪問介護看護

圏 域	事 業 所 名					1 0 月	月平均
第 3 地区	ここひろヘルパー 2 4	R6	営業日数			31日	31日
			登録者数			8人	6人
			訪 問 回 数 ・ 延 利 用 者	訪 問 介 護	訪問回数	218人	161.2人
					1日平均	16人	14.8人
				訪 問 看 護	訪問回数	218人	165.7人
					1日平均	16人	12.9人
			訪 問 種 別	定 期 巡 回	訪問回数	242人	178.6人
					1 日 平 均	15.1人	12.4人
				随 時 訪 問	訪問回数	8人	2.3人
					1 日 平 均	0.5人	0.1人

○小規模多機能型居宅介護事業所
前年同月比で大きな変化は見られません。宿泊のサービスの利用者数は事業所によって大きく異なっている。

○定期巡回随時対応型訪問介護看護
訪問回数（延利用者）が徐々に増加傾向

(6) 看護小規模多機能型居宅介護

圏 域	事 業 所 名				1 0 月	月平均	
第 2 地区	青梅複合型 ケアサービスセン ター	R6 利 用 者 数	定員（基準）		営業日数	31日	-
			登録定員 29人		登録者数	24人	25人
			通所	定員／日	延利用者	324人	342人
				15人	1 日平均	10. 5人	11人
			訪問 介護	基準 なし	延利用者	298人	328人
					1 日平均	9. 6人	11人
			訪問 看護	基準 なし	延利用者	23人	24人
					1 日平均	0. 7人	1人
			宿泊	定員／日	延利用者	122人	108人
				9人	1 日平均	3. 9人	4人
		R5 利 用 者 数	定員（基準）		営業日数	31日	-
			登録定員 29人		登録者数	27人	26人
			通所	定員／日	延利用者	341人	344人
				15人	1 日平均	11. 0人	11. 3人
			訪問 介護	基準 なし	延利用者	290人	339人
					1 日平均	9. 4人	11. 1人
			訪問 看護	基準 なし	延利用者	20人	22人
					1 日平均	0. 6人	0. 7人
			宿泊	定員／日	延利用者	118人	111人
				9人	1 日平均	3. 8人	3. 6人
	藤の華	R6 利 用 者 数	定員（基準）		営業日数	31日	-
			登録定員 29人		登録者数	21人	14人
			通所	定員／日	延利用者	176人	113人
				15人	1 日平均	5. 7人	3. 7人
			訪問 介護	基準 なし	延利用者	411人	262人
					1 日平均	13. 3人	8. 5人
			訪問 看護	基準 なし	延利用者	95人	59人
					1 日平均	3. 1人	1. 9人
			宿泊	定員／日	延利用者	20人	14人
				6人	1 日平均	0. 6人	0. 4人
		R5 利 用 者 数	定員（基準）		営業日数		-
			登録定員 29人		登録者数		4人
			通所	定員／日	延利用者		19人
					1 日平均		0. 6人
			訪問 介護	基準 なし	延利用者		62人
					1 日平均		2. 1人
			訪問 看護	基準 なし	延利用者		17人
					1 日平均		0. 6人
			宿泊	定員／日	延利用者		1人
					1 日平均		0. 0人

○看護小規模多機能型居宅介護事業所
一部の事業所において、登録定員が徐々に増加傾向。

ウ 青梅市地域包括支援センターの主な運営状況について

(1) 青梅市地域包括支援センター連絡会

回	開催日	内 容
185	8 月 7 日（水）	・ケアマネジャー意見交換会について ・虐待防止ネットワークについて ほか
186	9 月 4 日（水）	・第2層協議体勉強会について ・介護予防教室についてほか
187	1 0 月 2 日（水）	・ケアマネジャー勉強会について ・介護の日イベントについて

(2) 地域ケア会議

開催日	内 容
9 月 2 5 日（水）	3 事例検討 ・認知症になっても交流の機会を持ち活動的に過ごしたい ・習慣化しているサービスの見直しについて ・病識はあるが自制がきかない利用者への支援

(3) 総合相談支援業務 (延べ件数)

区 分	相 談 件 数	
	R 6 年 8 月～ R 6 年 1 0 月	R 5 年 8 月～ R 5 年 1 0 月
地域包括支援センター（市）	0	852
地域包括支援センターすみえ	381	0
地域包括支援センターうめぞの	1,176	854
地域包括支援センターすえひろ	912	403
計	2,469	2,109

※令和6年10月31日現在 事業対象者 71人

(4) 権利擁護業務 (延べ件数)

区 分	相 談 件 数	
	R 6 年 8 月～ R 6 年 1 0 月	R 5 年 8 月～ R 5 年 1 0 月
地域包括支援センター（市）	0	33
地域包括支援センターすみえ	4	0
地域包括支援センターうめぞの	128	33
地域包括支援センターすえひろ	143	89
計	275	155

※成年後見制度の利用や申立てに関する相談等：36件（各包括計）

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 相談件数 (延べ件数)

区 分	相 談 件 数	
	R 6 年 8 月～ R 6 年 1 0 月	R 5 年 8 月～ R 5 年 1 0 月
地域包括支援センター（市）	0	27
地域包括支援センターすみえ	26	0
地域包括支援センターうめぞの	34	34
地域包括支援センターすえひろ	25	7
計	85	68

イ 勉強会等

開催日	名 称	参加 人数	内 容
8 月 23 日（金）	ケアマネジャー 意見交換会	68 人	多様化・複雑化する課題に対応するため、多制度連携が出来るケアマネジャーに
10 月 28 日（月）	ケアマネジャー 勉強会	55 人	多様化・複雑化する課題に対応するため、多制度連携が出来るケアマネジャーに ～ ヤングケアラー支援の現状を学び、理解を深めよう ～
8～10月 各月7回 （計21回）	ケアプラン勉強会	326 （延べ 人数）	各グループの目標に沿った事例検討、自立支援のケアプランへの指導、地域のケアマネジャーからの相談 ほか

(6) 介護予防に係るケアマネジメント

ア 介護予防支援委託にかかる居宅介護支援事業所

令和6年10月分

介護予防支援事業所名	委託事業所数	委託件数	契約事業所数
地域包括支援センターすみえ	24	96	27
地域包括支援センターうめぞの	30	243	63
地域包括支援センターすえひろ	35	197	68

イ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援件数 (延べ件数)

区 分	プ ラ ン 件 数	
	R 6 年 8 月～ R 6 年 1 0 月	R 5 年 8 月～ R 5 年 1 0 月
地域包括支援センター（市）	0	655
地域包括支援センターすみえ	709	0
地域包括支援センターうめぞの	1,342	1,242
地域包括支援センターすえひろ	1,106	975
計	3,157	2,872

(7) 任意事業

ア 認知症サポーター養成研修事業

指定のカリキュラムを受講したキャラバン・メイトを講師とし、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成する研修を実施した。

開催日	受講者	開催地区	参加人数
8月17日（土）	高齢者クラブ	野上町	29
9月11日（水）	市民	東青梅	10
10月2日（水）	学生	勝沼	25
10月7日（月）	学生	成木	24
計			88

イ 介護サービス相談員派遣等事業

派遣期間	派遣回数	派遣施設等	
8月	11施設 延べ11回	二俣尾幸廻堂	特別養護老人ホーム あゆみえん
		西東京ケアセンター （介護老人保健施設）	指定介護老人福祉施設成蹊園
		デイサービスのぞみ	デイサービスセンターパーク
		特別養護老人ホーム やすらぎの家	グループホームひだまりの家
		特別養護老人ホーム 青梅愛弘園	デイサービスセンターはたる
		グループホームはび ねす新田山	

9月	13施設 延べ13回	二俣尾幸廻堂	特別養護老人ホーム あゆみえん
		特別養護老人ホーム 和楽ホーム	特別養護老人ホーム 青梅天使園
		喜久松苑デイサービス センター	介護老人福祉施設リ バーパレス青梅
		デイサービスセンタ ー湯梅の郷	大洋園デイサービス センター
		介護老人福祉施設青 梅療育院	特別養護老人ホーム 御岳園
		グループホームひだ まりの家	特別養護老人ホーム 第二青梅園
		第二喜久松苑	
10月	14施設 延べ14回	二俣尾幸廻堂	特別養護老人ホーム あゆみえん
		特別養護老人ホーム 喜久松苑	博仁会デイサービス センターさざなみ
		介護老人保健施設青 梅すえひろ苑	特別養護老人ホーム 今井苑
		ヨウコーフォレスト 河辺	デイサービスセンタ ーたんぼぼ
		特別養護老人ホーム 塩船園	デイサービスセンタ ーまごころハウス
		グループホームみん なんち第2	小規模多機能ケアホ ームみんなんち
		グループホームひだ まりの家	聖明園富士見荘

(8) その他

ア 介護予防教室

介護予防、フレイル予防等をテーマに、リハビリテーション専門職などを講師として、講義や体操、レクリエーションを実施した。

開催日	場 所	参加人数
9月4日（火）	仲町会館	15
10月3日（木）	長淵市民センター	22
10月24日（木）	畑中公会堂	25
10月26日（土）	末広町1.2丁目自治会館	13
計		75

イ 趣旨普及および広報

広報おうめ

8 月 1 日 号	・高齢者スマートフォン体験会 ・高齢者の方へスマートフォン最大 5 か月無償で貸与 ・「敬老会の御案内」をお送りします ・介護予防リーダー養成講座
8 月 15 日 号	・高齢者向けパソコン教室 ・ちいき・いきいき・げんきパネル展 ・介護予防のスパイス～ちょこっと足してながーく元気に～
9 月 1 日 号	・高齢者補聴器購入費助成事業 ・認知症予防！脳イキイキ教室 ・認知症月間
9 月 15 日 号	・石黒先生の運動講座（介護予防教室） ・暮らしにお役立てください～高齢者の皆さんへの各種事業等～ ・高齢者向けスマートフォン教室
10 月 1 日 号	・認知症予防！脳イキイキ教室 ・東京都シルバーパス新規申し込み ・高齢者向けスマートフォン教室
10 月 15 日 号	・高齢者向けスマートフォン教室 ・高齢者向けパソコン教室

※令和 6 年 8 月 1 日～令和 6 年 10 月末まで

介護人材対策事業について

1 事業概要

介護サービス事業所での人員不足が深刻化するなか、人材確保や介護の仕事の普及啓発を目的とした、介護人材対策事業を実施する。

2 介護の日

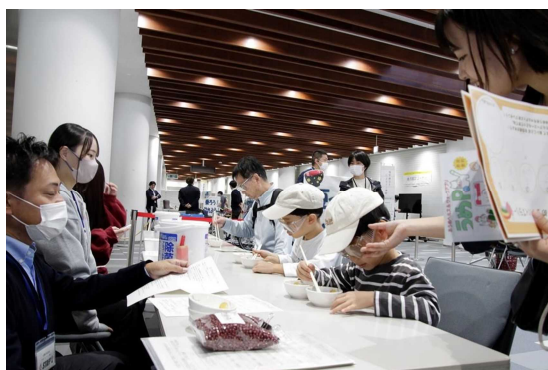
令和6年11月3日開催の介護の日において、市内6つの介護サービス事業所と連携して介護の普及啓発ブースを設置し、介護の仕事に関わる体験等を行った。

(1) 当日の様子

当日は約250名の方に参加いただいた。今回は「豆つかみグランプリ」「乗ろう！触れよう！車いす」「らくらく！？パワースーツ体験」の3つの体験と「介護のお仕事紹介」を実施した。また、ブース内にモニターを設置し、市内介護職員へ介護の仕事についたきっかけや魅力等をインタビューした動画を流し、来場者にご覧いただいた。

ア 豆つかみグランプリ

介護施設でも機能訓練やリハビリの際などに行われる「豆つかみ」について、おもりや高齢者ゴーグル等の高齢者体験グッズを装着して、制限時間内に箸を使ってどれだけ小豆を移動できるか挑戦するようなレクリエーションを行なった。



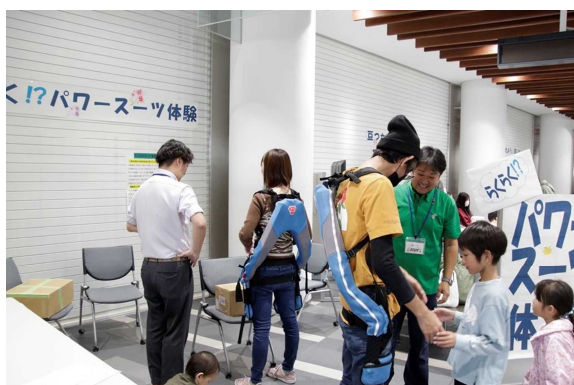
イ 乗ろう！触れよう！車いす

生活場面では普通にある段差や坂道、カーブ等を車いすでどう乗り越えるかを体験するブースを設置。また、一般の車いすと小回りのきく機能等を備えた車いすの乗り比べや、介助する側になって車いすを押すなどの体験を行った。



ウ らくらく！？パワースーツ体験

膝や腰の負担が大きい介護の仕事でも使用されている「パワーアシストスーツ」を装着し、重いものを持ち上げる際に、負担が軽くなったか体感いただいたうえで介護の現場で人を支えるときの動き等の体験を行った。



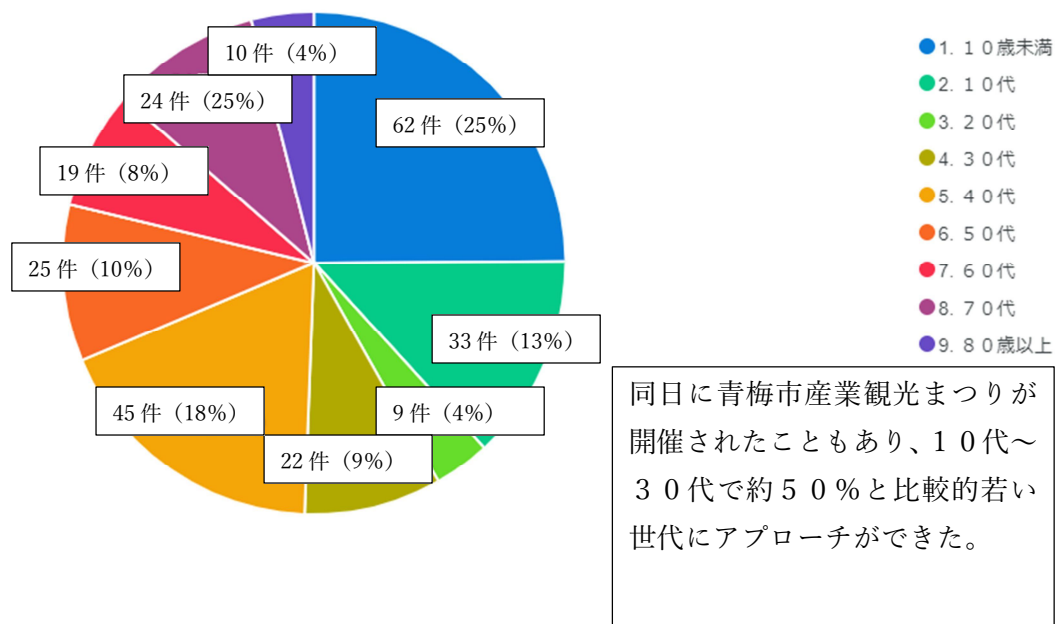
エ 介護のお仕事紹介ブース

介護の仕事についての疑問や他の職種との給与面の比較、施設で働く介護職員の一日の流れが分かるように写真等を展示し、現役の介護職員が仕事のやりがいや魅力等について解説した。

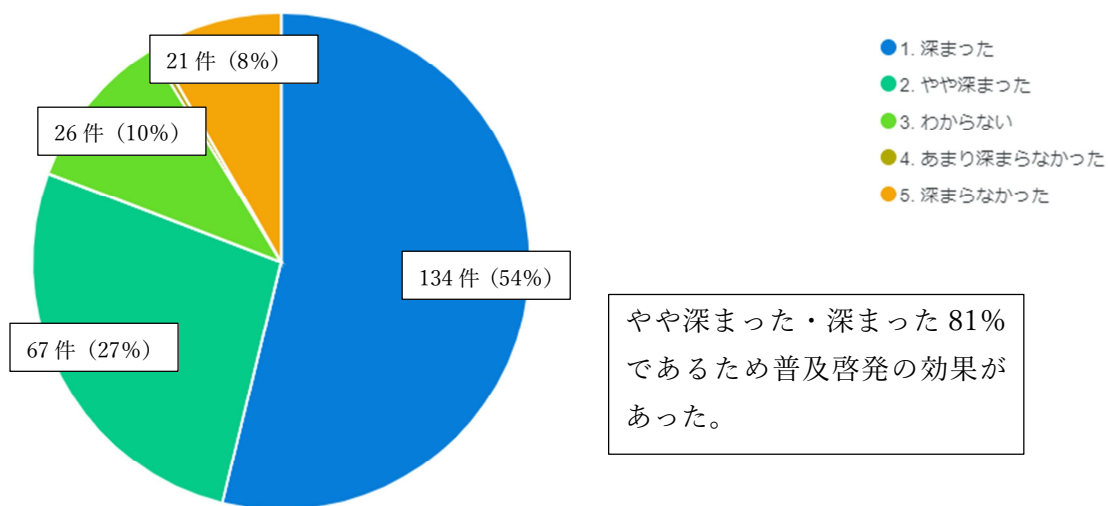


(2) アンケート結果

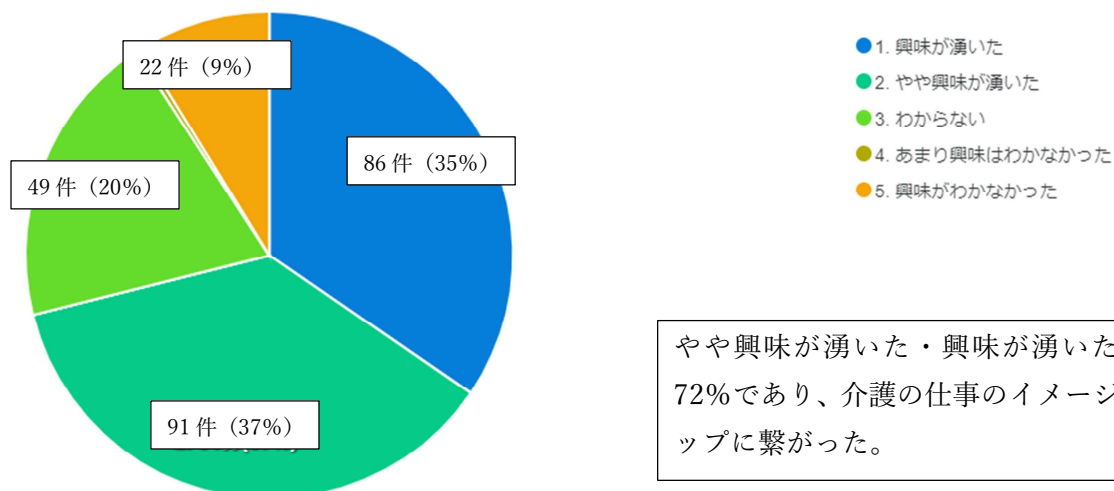
介護体験をされた方の中で249名が回答。結果は以下のとおり、
年代別内訳



Q1 介護の仕事について理解が深まりましたか？



Q 2 介護の仕事に興味が湧きましたか？



3 介護の仕事普及啓発動画

介護の仕事の「内容」「やりがい」「仕事についたきっかけ」などについて市内介護サービス事業所で働く10代～20代の若手介護職員にインタビューを行い、動画を作成した。青梅市公式動画チャンネルにて公開している。タイトルは【介護の魅力って！？】青梅で働く若手介護職員にインタビュー！で通常盤（15分）とShortVer.（5分）の2種類を公開。パンフレットも合わせて作成。



（1）主な周知先

厚生労働省、東京都、東京都各区市町村、社会福祉協議会、市内高等学校、中学校および専門学校、都内専門学校および大学（福祉系）など

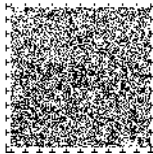
（2）メディアへの掲載（予定も含む）

青梅市公式「X」「LINE」「Instagram」、広報おうめ1月15日号、読売新聞多摩版、ジチタイワークスWeb版、ニュースレター「なるほど介護」、ふくむすび

4 今後の人材対策

- ・市内中学校および高等学校へ訪問し介護の仕事の普及啓発を実施
- ・介護の普及啓発冊子の作成

事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
	【医療情報との突合・縦覧点検】 ○医療情報との突合 介護と医療の給付情報を突合し、重複請求の排除等を図ります。 ○縦覧点検 介護の給付実績を確認し、サービスの整合性等の点検を行います。 【介護給付費通知】 従来実施してきた介護給付費通知については、期待する効果が得られているか把握することが困難であることから、第9期計画期間中において、事業実施の方向性について見直しを検討します。		【医療情報との突合・縦覧点検】 ①縦覧点検：点検効果が高いと期待される4帳票（居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表：年間120件程度、重複請求縦覧チェック一覧表：年間50件程度、算定期間回数制限縦覧チェック一覧表：年間500件程度、単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表：年間550件程度）のうち、対象件数全件を点検できた帳票数。 ②医療情報との突合：点検対象全件に対し、実際の点検件数の割合。（国保連合会処理分および保険者確認分の総計） 【介護給付費通知】 各年度、介護給付費通知を1回発送（第9期計画期間中に廃止の場合は除く）	①2 ②71%	①2 ②75%	①2 ②78%	①2 ②81%	①3 ②85%
地域密着型サービス事業所の整備【新規】	調査や推計の結果、市内において今後不足が見込まれる地域密着型サービスについて、事業所の新規指定を行います。	介護保険課	整備事業所数	-	2事業所	-	1事業所	1事業所



令和 7 年度青梅市介護保険運営委員会開催予定

回	開 催 日 時	会 場
1	令和 7 年 4 月 1 8 日（金） 1 3 : 3 0 ~	議会大会議室
2	令和 7 年 7 月 4 日（金） 1 3 : 3 0 ~	議会大会議室
3	令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金） 1 3 : 3 0 ~	議会大会議室
4	令和 8 年 2 月 6 日（金） 1 3 : 3 0 ~	議会大会議室